

平成22年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年9月9日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成22年9月9日 午後3時56分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	松尾 龍則
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	植松 幸男
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	三根 清和
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	西田 茂
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	松尾 保幸
	総務課長(本庁)		建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)	渕野 美喜子	農業委員会事務局長	土田 辰良
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
	地域づくり課長	山口 久義	選挙管理委員長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年9月9日（木）

本会議第3日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	園田浩之	1. 自治体クラウド事業への取り組み状況について 2. シーボルトの湯の開業から今日までの収支について 3. シーボルトの湯の泉質について 4. シーボルトの湯の駐車場問題について 5. シーボルトの湯の施設について
2	副島孝裕	1. 嬉野温泉源泉集中管理整備事業について 2. 嬉野市定住促進条例について
3	神近勝彦	1. 児童虐待といじめについて 2. 泉源の管理について 3. 文化センターの会議室使用について 4. 生物多様性国際シンポジウムについて
4	田中平一郎	1. 地域福祉施設について 2. 陳情の処理状況について 3. 道路拡張整備について 4. 中央公園のフェンスとバックネットについて
5	田中政司	1. 教育問題について 2. 観光問題について 3. 「嬉野茶」の登録商標について

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。9番園田浩之議員の発言を許します。

○9番（園田浩之君）

9番園田でございます。傍聴に来ていただいている皆様、どうも早朝より足を運んでいただきありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今回の質問は、自治体クラウド事業への取り組みの状況についてということと、シーボルトの湯の諸問題という、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

景気低迷の中、各自治体においては職員の削減等を含めて行政コストの削減が叫ばれながら、国、地方自治体を含めて、なかなか進まないのが現状のようであります。そのような中で、佐賀県が取り組んでいる自治体クラウド実証事業の記事を新聞で時々目にいたします。その取り組みが杵藤広域圏内の市、町を対象に行われているということでもあります。私は、2008年の中ぐらいから佐賀新聞で取り上げられている自治体クラウド実証事業への取り組みについて興味深く関心を持ちながら今日まで見詰めているところであります。

新聞記事によりますと、情報通信技術先端技術を目指す佐賀県は、県と市、町が連携した電子自治体の構築に向け、情報システムの共同化に乗り出し、自治体ごとに現在行っているシステムの開発、維持管理を共同で運営することで経費を削減、あわせて県内どこでも申請や届け出の手続きができるなど、住民サービスの電子化につなげていくと言われております。

その実証事業が幸いなことに杵藤広域圏内の市と町で行われているようですが、その中で3つほどお尋ねしたいと思います。

1つ目、その取り組み事業の概要とその期待される効果についてお尋ねをいたします。

2つ目が、その取り組みについての進捗状況と課題、問題点等があればお知らせをしていただきたいと思います。

また、事業取り組みの構成の市としての市長の、その事業に対しての考え方、とらえ方についてお伺いしたいと思います。

それに伴って、行財政改革と住民サービスについてですが、嬉野市においては合併後、相当数の職員削減を市長は約束をされておりますが、職員削減を行う一方で住民サービスの向上がなお求められるものがあり、逆ざや的な要素があります。

そこで、財政の簡素化と効率化については、クラウド事業導入と一体のことと考えますが、行財政改革への取り組みとクラウド事業に期待される効果、期待される住民サービスを含めて、重複しますけれども、お伺いいたします。

次に、シーボルトの湯についてお尋ねをいたします。

6月議会において、人件費で12,000千円の補正が組まれましたが、開業して2カ月というのに、当初予算の2割を超す金額となっております。積算の見積もりが甘かったとしか言いようがなく、開業1カ月前ですら館長を公表しないという状況からして、当然ではなからうかと思えて仕方がありません。民間の場合、億を超えるような事業だと、少なくとも半年、1年前には責任者を選定し、事に当たらせるのが常識であります。ゴールデンウイークの駐車

場等、不手際は最たるもので、後手後手の対策に追われておりました。

そこで、開業から8月まで、まだ5カ月しかたっておりませんが、その収支についてお伺いをいたします。

壇上ではここまで質問させていただき、あと再質問は質問者席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝から御臨席いただきましてありがとうございます。

それでは、園田浩之議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

まず1点目が自治体クラウドについて、2点目がシーボルトの湯の開業から今日までの収支についてということでございます。

まず、1点目の自治体クラウドについてお答え申し上げます。

今回の自治体クラウドの取り組みにつきましては、国の実証実験として杵藤地区で取り組みを進めておるところでございます。現在は、私たち広域の電算センターで処理をいたしておりますが、国は将来は全国ネットでのシステムとして計画を進めておられるところでございます。

お尋ねの、現在の取り組み状況でございますが、電算センターでの業務の洗い出しを行っているところでございます。

また、お尋ねの導入の効果といたしましては、コストの削減とスピードアップを目指すと言われておるところでございます。

また、お尋ねの課題といたしましては、現在のシステムとの二重負担にならないよう、本格稼働までの広域圏独自のシステムの稼働をどのようにするかなどと私は考えているところでございます。

次に、成果でございますけれども、行政の簡素化、効率化との関係でございますけれども、行政改革とクラウド事業についても関係が出てくると考えておるところでございます。広域圏の組織の効率化がまず図られると思っております。次に、県、国などとの業務の流れの効率化も当然求めることができるものと考えております。

また、嬉野市といたしましては、各自治体が投資しておりますシステムへの投資の軽減なども大きなものと考えます。

また、関連いたしまして、住民サービスにつきましては、システムへの投資予算が削減できれば、さまざまなサービスへの投資に振りかえることができるものと考えているところでございます。

次に2点目の、シーボルトの湯の開業から今日までの収支についてでございます。

シーボルトの湯につきましては、多くの方々の御理解いただき、開業いたしております。現在の猛暑の中でございますけれども、御利用いただく皆様にはお礼を申し上げます。また、スタッフも懸命に努力をいたしておりますので、評価はいただいているものと考えております。

現在の利用状況につきましては、5カ月間で3万8,000人程度御利用いただいております。目標を超えておるところと考えておるところでございます。

また、特に今回の100年に一度という夏の暑さの中では、近隣の温泉利用が低迷していることと比べると、やはり開業効果も幾らかあっていると考えておるところでございます。

収支につきましては、ほぼ計画どおりいっておるところでございます。

以上で園田浩之議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

今、クラウドは実証実験的な段階で入っておりますので、結論とか、そういうものは言えるわけではないんでしょうけれども、現在、それぞれの自治体において、それぞれのシステムですよね、財政課だったら財政課のシステム、それぞれのシステムが導入されていると思いますけれども、それを積算すると、どれぐらいの、いわゆる費用が、経費がかかっているのか。数字がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

各所管課におきまして、それぞれのシステムを導入いたしております。ちょっと申しわけございませんが、そのシステムのトータルについては今、手持ち資料ございませんが、杵藤電算センターの負担金ですね、これにつきましては大体毎年930,000千円程度の負担をいたしておるところです。

また後で、各課のシステムについては集計いたしましてお知らせをしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

財政課長が今答弁いたしましたけれども、補足的に答弁いたしたいと思います。

広域圏の負担金の、今、財政課長が言いました930,000千円というのは全体的な数字であ

りまして、このうちの電算センターの負担金については、全体的には2億円ぐらいかかっておりまして、うちの分については利用量の割合に基づきまして、今年度26,543千円ほどとなっております。

それと、いわゆるそれぞれに導入をしております分については8業務で、導入費用としては135,000千円程度、それと21年度実績での、いわゆる年間での必要経費ですね、これについては17,500千円程度ということで金額がなっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

ちょっと重複されたので、私の頭が混乱いたしましたので、もう一度、再度お伺いいたします。

毎年かかる電算センターへの負担金が幾らかと、個々に単独に導入されているシステムの経費の積算ですね、それがどれぐらいかということと、年間、それらに伴う保守等のランニングコストがどれぐらいかかっているのかということをもう一度、済みませんが、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

先ほど導入費用と言いましたのは、導入時の経費ということになりますけれども、いわゆるランニング費用ということについては8業務ということで申し上げました、年間の必要経費という分が総額で17,500千円程度ということでの経費となっております。

電算センターの負担金については、全体2億円ぐらいですけれども、嬉野市の負担についてが26,543千円ということで今年度の金額となっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

この場では余り数字を聞くなと先輩議員から言われておりますので、数字におきましては、こちら辺でとどめたいと思います。後で、時間を改めてお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、市長の答弁の中で、経費の削減が見込まれるということをお答えいただきましたが、このクラウド事業が成功というか、うまく進みまして、投資が、時間は何年かかかると思い

ますが、今それぞれにかかっているランニングコストも含めてですけど、どれぐらいのコスト削減になるであろうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このクラウドに取り組むについては、さまざまないわゆる協議が行われたところでございまして、議員御承知のように、国が考えているクラウドにつきましても、私どもが現在行っている電算センターすべての業務についての取り組みということについては、まだ考えておられないところでございまして、基幹的なシステムについて、いわゆるクラウド事業として実証実験をやろうということでございます。

そういうことでございますので、先ほど申し上げましたように、私どもの今電算センターで行っております業務の洗い出しをした結果と、それとまた、クラウドに実証実験として取り組める分の、いわゆる業務、それについてはまだできておりません。と申し上げますのは、すべての業務がクラウドで行うということが私どもとしては前提として考えたいわけでございますけれども、国としてはまだそこまで至っていないということでございますので、この実証実験に取り組むについては、県のほうはもうぜひということで積極的な話もありましたけれども、私も積極的に賛成した立場でございますけれども、しかし、実務の面とか、そういう面で、そういうような課題があるということで、取り組みについては一応慎重に検討してきた結果でございます。

ただ、しかしながら、国としては、全国五、六カ所ですかね、の、まず先進的な地域を選んでやってみたいという中で県が手を挙げたということございまして、そこに杵藤電算地区が、いわゆる非常にまとまりがよかったというようなこともありまして、今回取り組みをしておるところでございます。

そういうことでございますので、例えば、うちのほうで、杵藤電算センターの中でも各市町村によって委託している電算業務が違うわけございまして、そういうものの精査とか、そこらについては非常に課題があるというふうに考えております。ですから、先ほどお答え申し上げましたように、コストの削減も、そのまま全部移行すれば、成果としては相当見込めますけれども、ある部分は、また逆に言うと、クラウドに入れなかった部分は、今度はまた単独の自治体でなくてはならないというふうな結果になりますと、逆に、何のために導入したのかとなりますので、できたら、ぜひ電算センターの業務全体をクラウドに変えるといいですか、そういうことができるかどうかを今ぜひ検証してほしいということを私も発言をさせていただいて、そこを今洗い出しをさせていただいているということでございますので、議員御発言の、実際どれぐらいの削減効果というのがまだ、ちょっとはっきり出ていないと

いうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

それでは、今市長の答弁の中では、国の取り組みと、国が音頭をとって佐賀県にこのようなことを働きかけたことと、それに対する県の取り組みというか、若干温度差があるというふうに解釈して——県はもう積極的に取り組むけど、国はそこまではないというふうに解釈しておいてよろしいですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる国と県の温度差はないと思いますけれども、現場の私どもと、いわゆるクラウド自体の構想とは少し差があるというふうに考えておきまして、クラウド以上の事業を今、電算センターでは既に行っておりますので、そこらについての取り組みがどこまで、じゃあ、クラウド事業に導入できるのかというふうな差があるということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

はい、わかりました。

ということは、市長としてはクラウド事業は進めはするけれども、状況を見ながら、きちっと検証しながら今後も進めていくと、このように解釈してよろしいわけですね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一応、杵藤電算センターの課題については十分承知をしておるわけでございますので、私どもとしては、クラウド事業が本格化したときには、やはり当然、二重の負担はできないわけでございますので、杵藤電算センターの業務を全部移行できるようなクラウドであってほしいと願っているわけございまして、冒頭申し上げましたように、二重負担にならないようなことをぜひ希望しておるというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

はい、十分にわかりました。

そこで、いずれにしても、このIT関係の日進月歩はすさまじいものでありまして、お隣の韓国が電子政府、電子自治体はもう世界一と評価をされていると聞いております。

そこで、当市もクラウド事業等がうまくいきまして、電子自治体の先進県、あるいは電子自治体の先進地域として事業に取り組みの役割を果たせることを期待しております。

そのためにもとってはおかしいですけれども、情報関係の、この当市におきまして、情報関係の専門家、スペシャリストを設けながら、市の職員の専門家も育てないと、時代に取り残されますので、そうなりますと、後手後手の、仕事に振り回されることになります。

市長は、うちの市の職員にも、それぞれの専門家がおるということをよく答弁されておりますけれども、殊、このIT関連のスペシャリストと市職員のスペシャリストの育成は今後もくれぐれもよろしく願いして、この件の質問は終わります。

次は、シーボルトの湯についてお尋ねをいたします。

担当課長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、市長の答弁はおおむね計画どおりに進んでいるということをお聞きしまして、担当課長より資料をいただきました。その資料によりますと、数字を見ると、おおむね市長の答弁のとおりではございますけれども、私がいただいた資料の中に、いわゆる館長の人件費が記載されておりましたので、なぜ記載しなかったのかということと、それとあわせて、金額を教えてくださいたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、資料に上げていなかったというのは、6月の補正でお願いしましたように、館長の人件費については一般会計のほうからの繰入金で賄うということをお願いしておりましたので、歳入歳出それぞれ同額ということになりますので、収支を計算する上は省いても結果は同額になりますので、ということで資料の中に入れておりませんでした。

それと、具体的な館長の人件費でございますけれども、これは本俸、手当、共済費、いろんなすべての総額でいきますと630千円程度毎月かかっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

わかりました。

歳出と歳入が同額だったので記載しなかったというのは、私からすると、理解できないところがあるんですけども、歳出については、確かにどれぐらい金額が、経費が、費用がかかっているかということは、当然、知らなければいけませんし、それに対する歳入というのは、あくまでもこれは入浴料等での歳入、何ですか、市の会計上はそうであったにしても、あくまでもお客さんからお金をもらっての事業でありますから、館長の経費もここに当然入っておかなければいけなかったのではなからうかと思いますが、それが入れていなかったのはそういう理由だということですが、そこでお尋ねなんです、先ほどの市長の答弁で3万8,000人ということですが、それを月ごとに、4から8までそれぞれの客数を教えていただいてよろしいですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、4月でございますけど、1万779人、5月が1万1,093人、6月が5,028人、7月が4,702人、それから8月が6,575人で、合計3万8,177人ということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

課長からいただいた資料なんですけれども、これを見まして、4月は当然経費が、月末締めで翌月払いというのが当然ありますので、4月はちょっと参考にしづらいというのがあります。

で、私なりに考えたんですけどね、5月の例をとりますと、歳入で5,420千円云々、出が4,620千円云々で、615千円のプラス、黒字ということになっております。次が、6月が同じく、同じくというか、940千円ほどの赤字ということになっておりますね。7月が2,300千円ほどの赤字ということになっておりますので、おおむね順調に進んでいる、8月がとんとんという、8千円の黒字ということになっておりますけれども、6月、7月がちょっと赤字、特に7月が赤字が大きいということ、当然暑いからお客さんも少ないということはわかりますけれども、この中に館長の630千円を単純に、あれですよ、何というか、原価計算じゃないんですけど、ちゃんと収支のことを考えると、お客さんからいただいた収入に対して出がどのくらいかということを見ると、5月で615千円の黒字が出ていますけれども、ちょうどそれでもう吹っ飛ばすわけですよ。で、6月になりますと940千円の赤字ですから、館長の給料を入れると1,500千円の赤字。そして、7月が2,300千円ですから、約3,000千円弱の

赤字ということになっておりますが、これはおおむね順調とは言えないわけですね。そこら辺の見解をちょっと、課長の見解を伺いたと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

館長の人件費については、当初、予算上計上していなかったというのを指摘をいただいて、上げたわけですね。収支の計算をするときに、通常は管理運営ということだけで考えておりましたので、直接人件費といいますか、従業員さんの分だけで計算したところの予算をお願いしておりましたので、そういう形になりました。

今、おおむね順調という市長の答弁がありましたけれども、館長の人件費を除いたところでの計算上ということで御理解をお願いしたいと思います。

もし、館長の人件費まで賄うということであれば、これは相当のまた収入をふやさないと。ちょっとざっと計算いたしましたら、400円で割り直したら1,500名、あと増を、入場者をふやさないと館長の人件費は賄えないということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

私は、三根課長の見解を問うたんですけれども、当然、館長の人件費分もお客さんが来ていただくことによって捻出ししないと、赤字垂れ流しでいいのかというところを三根課長にお尋ねしているところであったんですけれども、もう一度見解をお願いします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

大きな赤字にはさせたらいかんと思います。館長の人件費も賄えるように努力せにやいかんと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

努力したいなと思っておりますということですが、じゃあ、具体的にどのような努力をされるつもりですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、浴場に来ていただくお客様をふやすことが第一でございますけれども、これは以前から申し上げておりますように、浴場だけではなかなかお客さんは集まってもらえません。当然、周りの商店街の方たちとか、そういう方たちと一緒に、やっぱりあそこに行きたくなるような雰囲気づくり、また店づくりをしていかにやいかんと思っておりますので、その辺は今ちょうど、かいわいの方たちとの会議も持っておりますので、そういうところでお客さんがふえるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

具体的にどのようなことをしようと思っておりますかという問いに対して、ふろに来ていただくように努めなければいけないということと、市、商店街との連携を図りたいということの2点でしたよね。

連携は連携でいいんですけども、施設にまた来ていただきたいという努力は、具体的にはどのようなことを示しておられますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

また来ていただきたいというお客様というのは、リピーター対策ということだと思いますけれども、リピーターの方について今何名かいらっしゃいますけれども、特にやっぱり大事にせにやいかんのは市外からのお客様ですね。市内の方はもう大体来ていただいている方は決まっておりますけれども、市外の方に来ていただくということになれば、入浴だけではやっぱり御満足されないという部分もありますので、施設としての対応は従業員の教育やら、また、いろんな、何といいますか、ダイレクトメールとか、そういうのも考えてはおりますけれども、やっぱり何といっても滞在していただく時間をつくっていくというのが必要だと思います。これは前回の議会のときにも御質問あったんですけど、やっぱり何かを体験したいとか、買って帰りたいとか、嬉野の名物、名産、そういうのが見たり、買ったりしたりしたいという要望もありますので、そういう雰囲気づくりも必要じゃないかと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

券囲気づくりをつくりたいという課長の答弁を聞いて、お尋ねいたしますけれども、いろいろ項目を分けて質問を書いているわけですが、すべてこれはリピーターをいかにふやすかということに絞って質問をしておりますので、質問が若干前後するかもわかりませんが、そこら辺はお許しをさせていただきたいと思います。

通告書の中に、開業後に幾つかの施設の改修が行われたと聞か、どのような問題点があり、改修が行われたかということについてお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

改修は、何と申しますか、大きなものはやっております。（「小さくていいですよ」と呼ぶ者あり）まず、一部、何と申しますか、浴槽のタイルのふぐあいがありましたので、そこはすぐ手直しをいたしました。それと、水道のタンクにたまったときに、それが満杯になったときに振動が起きるといふ現象が起きたので、それは部品交換で解消いたしました。そのほかはございません。（「窓があるでしょう」と呼ぶ者あり）窓は、改修はまだしてありません。（「前後の」と呼ぶ者あり）前後は、あれが上下方式になっておりましたので、外から丸見えということがありましたので、下のほうからあけるほうは一応あからないようにとめてはおります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

課長の答弁の中に、入浴だけではお客様は満足できないので、ほかにいろいろと考えなければならぬということの答弁でしたけれども、入浴の施設だから、入浴だけでも十分に満足して帰っていただかなければいけないんじゃないだろうかと思っておりますけれども、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

入浴は、入浴されたお客様は満足して帰っていただいておりますけれども、それ以上に、やっぱりお客様に来ていただくという方法をとれば、せつかく遠くからお見えですので、い

ろんなものが見れたり、買い物ができたりという、そういうふうな時間をつくってやるというのも必要じゃないかということで、先ほどの答弁でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

質問がちょっと前後、迷走じゃないんですけど、前後するのは、ちょっとお許しいただきたいと思いますけれども、まずお客さんの第1の苦情が泉質なんですよね。嬉野温泉特有の、あのぬるぬる感、3大美肌の湯と、通告書にも書いておりますけれども、読み上げますよ。

嬉野温泉の特徴は、3大美肌の湯と称されるように、まずぬるぬる感である。大方のお客様が、このぬるぬる感の温泉を求めて、古湯、シーボルトの温泉に来ていただいているのに、加水によるため、さらさら感にがっかりして帰られるという多くの声を聞くわけですよ、現に。何ね、あいて。これじゃ、市外のリピーターは望めないわけですよ。このさらさら感をぬるぬる感にする手段、方法は考えたことありますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、施設を計画するときに、今うちが源泉集中管理を進めておりますので、なるべく節湯できる対策ということでつくっております。もちろん、ぬるぬる感を出すためには、源泉をそのまま使うのが一番いいわけですが、非常に高温であるということで加水をせざるを得ないということで、今のようになっております。

これも前議会でもお話しをしたと思いますけれども、浴槽がうちのほうが循環式ではありませんけれども、半分はかけ流し方式、といいますのが、オーバーフローさせておりますので、その分が入れかわるということで、大体1日に20トンか30トンぐらいは入れかわっておりますので、そのときなるべくぬるぬる感を出すようにということで、冷めた場合はボイラーで温めることをしないで源泉で温度を保つという方式でしておりますので、ぬるぬる感を出すための努力は設計の段階でもずっと考えてしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

私が質問したのは、あのさらさら感じゃなくて、ぬるぬる感にする、そういう考えはありますかということをお尋ねしたんですけれども、リピーターをふやすためには、あのさらさら感じゃだめだと思うんですよ。ぬるぬる感を出すための手段、方法は考えたことはありま

すか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

先ほど答弁いたしましたように、それは考慮した上で設計ということでしております。その後ということでございますけれども、これは源泉を入れるのが一番ぬるぬる感が出てきますので、仮に源泉を入れるとしたら、どこかの装置を使って、やっぱり90度近くあるお湯を冷まさないかんということになりますので、そうした場合は相当また設備に費用がかかりますので、ちょっと今のところ、そういうふうにしたいけれども、できないという状況でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

まず、リピーターを望むのであるならば、80度近い源泉を冷まさないかんわけですね。それをやるに当たっては、かなりの負担がかかると課長はおっしゃいますけれども、これ、短時間で冷まそうと思うからそうなるのであって、1日、2日、大きなタンクを何個か用意しておいて冷ますという方法だってないわけじゃないわけでしょう。そういうことは考えたことはありますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

源泉100%というお風呂をつくるということになれば、相当の源泉の使用量が要ということで、節湯のことも半分はうちは考えにやいかんということで、そうしたいけれども、やっぱり加水方法でしかできないだろうということで、今の方式になったというところでございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

どれぐらいまで源泉をあと投入することができるのか、私は存じませんが、源泉を冷ますことによってぬるぬる感を出すということは、今のところ考えていないと、このように解釈すればいいわけですね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

源泉100%でつくるということは、ちょっと今の状況ではできないと思います。なるべくぬるぬる感が出るように、今の施設の中では努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

なかなか話になりません。

じゃあ、あと全然源泉をふやせないというわけじゃないわけでしょう。ぎりぎりまで、あとのくらい源泉が使えるかということは、当然お手元におありでしょうから、和すする水をいかに減らすかということを考えてほうがいいと思いますけれども、そういうことは考えないんですか。和すの量を減らすという。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

まず、源泉の揚湯量を今よりふやすことはできません。これは、今お借りしている源泉の許可の範囲でしかできませんので、それはできません。

加水を減らすという方法は今行っております。具体的には、ちょっと長くなりますので、あれですけど、夜間は今、電気式で保温しておりますけれども、この保温がなるべく低い温度で保温するよという事で温度を下げて、朝になったら源泉が入るように、そのような方式を今採用しているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

今聞いて驚いたのが、ボイラーは火を使うボイラーじゃなくて電気のボイラーということでしたよね。それは何のためのボイラーかというのと、循環するお湯を温めるためのボイラーだと……（発言する者あり）違うと。どういうボイラーですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

温めるというよりも、維持していく、今、夏場は40度で大浴場は温度はなっていますけれども、余りこれが低くなりますとレジオネラ菌が発生するおそれがありますので、最低何度までしか下げたらいかんよというのも決まりがありますので、そのぎりぎりのところで今、熱交換のほうで夜間の温度は維持しているということでございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

片や源泉の温度を下げるために和水をする、片や温泉の温度を維持するために電気代を使うということは、少なくとも私は理解しがたいですよ。80度、70度の源泉があるんだったら、それを利用して温泉の循環するお湯を一定に保つという、そのような考え方が起こらなかったのか。もう設計しまった後ですから、どうしようもありませんでしょうけれども、今後、そのような考え方ができないかと。そうすることによって、電気代の経費が落とせると思うんですけどもね、私は。そういうことはできないんですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

先ほど申し上げましたように、夜間の分も源泉で温度を維持するということになれば、揚湯量をはるかにオーバーしますので、許可の範囲内ではできないということになりますので、それはちょっと不可能だと思います。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

残念ですが、その件については、理解というか、話はわかりました。

じゃあ、次に、リピーターをふやすためには、あとどのようなことが考えられるかということをお尋ねしますが、湯船からというか、あの施設から見る温泉公園がありますよね。川辺がありますよね。あれ、施設にとっては大きな資産でもあるし、大きな強みでもあるんですよ。おわかりでしょう、それは。それが、あの曇りガラスによって見えないということになっております。透明のガラスにすると、当然向こうから見えますから、それはだめですよ。それは理解できます。でも、湯船からあそこの、全部じゃなくてもいいですよ。一部、どこかに数カ所、マジックミラー的なものを置くことによって外が眺められるじゃないですか。そうすることによって、いやしと言ってはおかしいですけど、市外からも来てくれたお客さん、幾らか、もう全然外から見えないよりも、ああ、ここいいよねと思って帰っていただくと思うんですけども、そこら辺、課長、どう思われますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

窓ガラスについては、非常に難しいところがございます。御発言のとおり、透明にすれば外からも丸見えになるしですね。今の、それはもう、今研究中でございまして、外から見えないで中からは見えるという特殊なガラスもあるようですので、ちょっと今それは研究中でございまして。ぜひ外が眺められるように、努力したいと思っております。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

努力したいと思っております、じゃあ、いつ努力しますか、実際、タイムリミットは。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

ちょっと、これは費用もまた発生しますし、今のサッシでできるかどうかということもありますので、今年度いっぱいにはきちんとして、何といいますか、設計までできるかどうかわかりませんが、できれば来年度予算にでもお願いしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

課長、これだけの赤字の垂れ流しですよ。全部せろと言わねえですよ。小さく試みて、1窓、それができるか、できんか、それは業者に尋ねればわかるでしょう。でくんねて、窓ガラス、ミラー、1枚かえらるんねて。大した費用じゃないと思うんですけどね。

それで成功すれば、ああ、これだったらいけるばいってなれば、何枚かをかえればいいじゃないですか。いきなり女性のふろ場をすると、それは、女性の方もいろいろ抵抗感はあるさっけんが、ちょっとまず男子ぶろの差しさわりのないところで試しにやってみて、いいですか、やってみて、小さく試みて成功すれば、あとやればいいじゃないですか。と私は思うんですけど、その小さな試みも考えようとは思わないですか。リピーターをふやすために。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

だから、そういうことをやってみたいということで今研究中ということでございまして。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

研究中ですか。研究じゃなくて、答え出さにかいかんですよ。

多くの市民、観光客が源泉かけ流しであろうということを望んでおりましたけれども、残念ながらできなかったわけですよ、湯量の関係でできなかった。それは、まあ、私は知っておりましたけれども、少なくともイメージ、イメージというか、大した量じゃなくていいんですよ。源泉がちょろちょろちょろちょろって流れる程度、どんどん流すんじゃなくて、これは源泉ですと、配管をちょっとしてもらって、これは源泉ですということによって、ああ、源泉の流れよつとたいて。かけ流しとは思いませんじゃろうばってんが、ああ、源泉の来よつたいていう、観光客、あるいは入浴客のイメージを高めるためにも、そういうパフォーマンスというのか知りませんが、そういうのは考えたことはないですか。源泉を少量流すということ。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

これはちょっと設計の段階になるんですけども、昔のように、昔は水とお湯がそのまま蛇口がありましたので、あのようにつくられないかということで、これは設計士さんともいろいろ協議をしたところです。今おっしゃられた源泉を、浴槽の内にとということですよ。

（「まあ、浴槽内でもどこでもいいですよ」と呼ぶ者あり）もし、源泉そのまま浴槽内にすると、これはやけどのおそれがあるというのと、それから、防水加工を今しておりますけど、これが熱によって防水の、言ったら壁、床あたりがちょっとこれは溶けてしまうおそれもあるという、そういうこともありましたので、それはもう最初は考えておりましたが、ちょっと断念せざるを得ないということになりました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

質問するたびにがっかりすることばかりで、ちょっともどかしくてしょうがありませんけれども。

リピーターをふやすためのことをずっと私は質問させていただいているわけですが、源泉、泉質の問題もありますけれども、一番お客さんが不満というか、不評というのかが、やっぱり駐車場が遠いということなんですよ。

そこで、現在、第1、第2がありはしますけれども、駐車場対策について、今後考える余地があるのか、ないのか、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

駐車場対策につきましては、今後考えていきたいと思っております。といいますのは、先ほど課長が申しあげましたように、やはり、いろいろな意見はありますけれども、今のところお客様から苦情というのは特には、入浴に関してはないわけでございますので、ただ、商店街との連携とか、そういうものはやはり必要だと思っておりますので、商店街の方々ともう一回話し合いをさせていただいて、駐車場等の有効利用等もぜひ考えていきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

テレビの放映の時間終わりましたので、あれですけど、近くに、今休館されている旅館施設がありますよね。あれ、今後どうなるのかわかりませんが、私は、そこどうしても嬉野町のシンボルというふうに、シーボルトの湯がそういうところに位置づけられているのであれば、何とかあそこを確保されたほうがいいと思うし、例えば、第1、第2のどちらかは売却してでも、そちらの方向に考え方を持っていただきたいなと思いますので、答弁は要りません。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わりにします。終わります。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで園田浩之議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

10番副島孝裕議員の発言を許します。

○10番（副島孝裕君）

おはようございます。議席番号10番、副島孝裕でございます。ちょうど台風9号が過ぎ去って、きょうはすがすがしい秋日和になりました。あれだけ暑かった夏がうそみたいに朝夕の涼しさが身にしみてまいりましたが、本日も傍聴席の皆様には大変残暑の厳しい中、傍聴いただき、まことにありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので、なるべく通告書に従い、外れないように一般質問を行いたいと思います。

嬉野市の発足による合併の効果を最大限に生かし、旧両町が有している特徴や課題を踏まえ、新市全体の発展に向けて重点的に取り組む施策、リーディングプロジェクトの一つとして、嬉野温泉源泉集中管理整備事業があり、限りある温泉を集中管理し、市民や観光客が身近に利用しやすい環境整備を図り、いやし資源である温泉をさまざまな形で体感できるようにし、スローライフの魅力を新市全体に拡大する事業目的として位置づけられております。

嬉野市リーディング事業の一つであります温泉浴場・温泉公園周辺整備事業は、シーボルトの湯として本年4月に開業、以来、順調に運営をされています。また、社会文化体育館建設事業は、建設場所が決定し、建設のための基本設計業務費がさきの6月議会において計上され、いよいよ建設に向けて本格的に動き始めます。

あと残された源泉集中管理整備事業は一体どうなっているのか、今後どのように進展していくのか、市民の皆様初め、関係各位は大変気がかりになっておられることと思います。

そこで、本日は嬉野温泉源泉集中管理整備事業について市長にお尋ねをします。

まず第1点目として、先ほど申し上げたリーディング事業の中でなかなか進展しない源泉集中管理整備事業の進捗状況について市長にお尋ねします。

第2点目として、平成20年3月、嬉野温泉集中管理基本計画及び基本構想が作成されていますが、この計画及び構想に基づき、どのような対応がなされたのか、市長にお尋ねします。

第3点目として、経済環境の厳しい変化に伴い、旅館、ホテルの経営状態が大きく変化しており、地元以外の企業や外資系の進出が懸念されています。源泉の所有者も同様であり、源泉集中管理整備事業の早急な対応が必要と思われませんが、市長の考えをお尋ねします。

第4点目として、平成20年10月、政務調査研修で訪ねた福島県郡山市磐梯熱海温泉では、源泉からの過剰なくみ上げや源泉の枯渇現象を防止するため、昭和56年、循環式集中管理が供用開始されていましたが、本市の計画している集中管理システムも循環式集中管理と理解してよいのでしょうか、市長にお尋ねします。

第5点目として、この整備事業は合併特例債を使った事業であり、期限の平成27年度までの事業完了が懸念されていますが、期間まで完了見込みがあるのか、今後の推進策について市長にお尋ねします。

以上、嬉野温泉源泉集中管理整備事業について5点をお尋ねして、関連質問と嬉野市定住促進条例については質問席にて行います。

市長の事業推進に向けての積極的な施策の答弁を期待して、壇上からの質問といたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

副島孝裕議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、嬉野温泉源泉集中管理整備事業についてということでございます。

お尋ねの嬉野温泉源泉集中管理整備事業につきましては、各源泉所有者への個別アンケートや聞き取りを行っているところでございまして、また、推進のために再度御意見を承るために面談を行ってまいりたいと考えております。

基本計画及び基本構想ができておりますので、所有者の皆様に対しまして説明を行っておりまして、事業推進への御協力をお願いしているところでございます。

次に、推進への前提となります所有者の方々につきましては、それぞれ事情があられることにつきましては承っておるところでございます。しかしながら、地域の天恵の資源であります温泉を有効利用することにつきましては御理解をいただけるものと考えておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

また、議員お尋ねの集中管理の方法につきましては、議員御発言の方法が基本的に取り入れられると考えております。地域によって温泉の温度や成分などには差がありますので、機器などにつきましては当然異なりが出てまいると考えております。しかしながら、くみ上げを統合し、配管により循環利用し、無駄な温泉水の利用をなくしていくシステムと考えておるところでございます。

また、期間についてでございますが、事業着手ができれば2年間程度の事業になると考えておりますので、できるだけ早く着手して完成できるように希望しているところでございまして、そのようなことを踏まえて所有者の方へも説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で副島孝裕議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

まず冒頭に、実は先々月ですか、7月26日、全員協議会が開催されまして、合併して我々も2期目の議員活動になりますが、その席で担当課から本当に久しぶりに源泉集中についての説明を承ったところであります。振り返ってみますと、なかなかこの源泉集中管理に関しては、非常に我々もちゃんとした情報が入らないというような結果になったんじゃないかなと思っております。しかるに、当然、一般質問でもなかなか出にくかったのじゃないかなと思っております。その全員協議会の席で議長から、ぜひ9月議会は源泉集中管理についての議会にしてくれというような進言もありましたので、早速本日の質問になったわけでありませう。

昨日の山下議員の質問の中にもありましたし、関連として、先ほどシーボルトの湯の泉質等のお話もありまして、非常に源泉集中管理とダブるところが多々あると思います。また、私の後にはベテランの神近議員が午後一番に同じ内容の質問もされますので、いささかダブるところはあると思いますが、冒頭にお断りをしていきたいと思っております。

先ほどの市長の答弁の中で、私としては5つの質問を上げて、もう少し丁寧な答弁があるのかなと期待をしておりましたが、意外とさらっと答弁をされまして、再質問はどこに置いた方がいいのかなと、ちょっと私も戸惑っておりますが、要するに結論的には着手してから2年後には完成ができるというような御答弁がありました。市長はそれで大丈夫と思われませんか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の検討段階での話でございますけれども、工事を開始すれば工事期間としては2年程度を考えられるというような話を専門業者から承っておりましたので、そういうようなことで発言をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

とすれば、27年度が特例債の期限とすれば、逆算して25年度冒頭に、早ければ24年度に着手をしなければならないということになっています。そういうところで、それは工事の完了期間としてはほぼ2年をとということで確かに承りました。

ただ、これについては、我々がリーディング事業として正式に承ったのが平成18年ごろだと思います。ちょうどその当時の資料をやっと一部探しまして、これが平成18年10月13日の議会のリーディング事業特別委員会の資料としていただいたものがありまして、きのうから市長答弁にありますように、嬉野市の嬉野温泉は1つの湯だまりであると。1つの湯だまりの中からそれぞれが、現在18カ所ですかね、今温泉が出ている泉源が18カ所あって、1つの湯だまりの中から18本の管なりポンプなりが入って、それを吸い上げているということで、そういう説明をされましたが、まさにそのときの資料が私の手元にもありました。ちょうど断面図で、瑞光寺さん、それから新堤、あの辺の断面図をかいたのがここにあるとですけれども、ちょうどそのときの同じ資料に、これは平成16年10月11日の佐賀新聞の記事のコピーですけれども、福岡大学の田口教授の講演要旨というのが載っております。非常に嬉野は特質のある温泉だと。特に、温泉の源湯の温度が高いということ、それから湯量も面積の割には非常に豊富であると。これが利用の仕方では枯渇するおそれがある。現に御存じのように、嬉野市街地、ほとんどのところからお湯が出ていたのが、ここ四、五十年の間にあれだけの狭い面積になってしまったということが、これはまさにそれをあらわしていると思います。

そういうところでありまして、きのうからの引き続きの質問になりますが、市長はそうい

う1つの湯だまりの中だから、泉源の所有者も理解をしていただくと。それで、全部の所有者に同意を得た後、工事にかかりたいと、そういうことを繰り返されておりますが、所有者の皆様方はこの件に関しては御理解はいただいているのか、その点、市長、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的な嬉野温泉の成り立ちとかは、いわゆる地下の状況とか、そういうものについては、いろんな昔からの資料等もありますので、現在の形としては理解はいただいているというふうに思っております。いわゆる理解いただいているというのは、嬉野温泉というのは無限ではないということについては理解はいただいていると思っております。そういうこともありますので、ぜひこの集中管理について御理解をお願いしたいということをお願いしているわけですが、そのところについては全員御理解はいただいているということでも今まで長引いているということもございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

その辺がなかなかわかりにくいところで、1つの湯だまりで、資源としては無限ではないと。やはりこれは使いようによっては枯渇するおそれがある。現に、あれは平成10年前後やったですかね、非常にお湯が枯渇して大騒ぎになったときがありましたが、例えば、そういう状況下で、もちろんこれは泉源所有者も十分理解はされていると、今市長のお話のように。理解されているとは思いますが、しかし、その中でも、この前の全協の担当の説明では、どうしても何件かは反対がおられると。もし市長が御存じやったら、その反対される場所の大きな理由として、どういふのを上げられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も数人の方には、これは以前からの話でございますが、ほとんどの方には一度はお会いさせていただいて、基本的な考え方は伝えさせていただいております。しかしながら、そういう中で、やはり厳しい状況であるということについては、完全に理解はいただいている方と、そういうことじゃなくて、ほかの方法で取り組むべきだという意見をお持ちの方がおられま

なりますが、福島県郡山市の磐梯熱海温泉を訪ねたときに、そこでは集中管理ができていました。やはりもともとここは合併前からそういう町営の泉源があって、そして、昭和56年に循環式の集中管理をされたということでありまして、大規模な施設がありました。この場合は循環式ですから、どうしても温泉水が温度が下がると。それで、下がった温度を電熱によって上げていくと、そういうシステムに——電熱じゃなかったですね。ボイラーで再度温度をある程度決まったところまで上げて、常時同じ温度で蛇口に流すというような説明がありました。先ほどシーボルトの湯の加水の問題がありましたが、多分ここではそういう問題はないと思います。

実は7月26日の全協のときは、ここに書いております平成20年3月の基本計画、基本構想の資料について、もらえないかというような質問をしたら、これは個人的な掲載もあるので、支所、所管まで出向いていただいて閲覧をしてくださいということでありましたので、私も8月は非常に監査とかで忙しくて、ちょうど16日があいておったものですから、16日に訪ねていきました。しかし、その折に所管では1人残っておられまして、いかんせん、その日は塩田の夏まつりということで職員さんたちがみんなそちらのほうに出向いているということで、閲覧はできないということで断られましたが、私も時間がなかったので、課長に電話連絡をしてくださいということで、うまく対応をしていただいて、そのときの1人残られた職員が、ちょっとこれは所管からずれるとですけれども、非常にうまく対応をしていただいて、そして課長と連絡をとりながら、必要なところは黒塗りをして、ちゃんとした形で見せていただきました。

内容を私は見て、ああ、これは、この辺、固有名詞だけ消せば外に出せないものじゃないなというふうに解釈をしまして、少しメモをしておったとですね。しかし、済んだときにその職員さんたちが、メモを見せてください、メモを書いておったら全部消してくださいと、そういうふうに言われまして、ああ、それはそういう指示があっているなら消しましょうということで消してはきたとですけれども、ちょうどそのとき職員が1人で、観光商工課ですから夏まつりの問い合わせとか電話はかかる、特に8月16日は休み明けの月曜日だと思います。1人で応対に本当かわいそうだなと思うような形やったとですけれども、これはちょっと所管からずれますが、答弁は要りません。そういうときに、やはりどこかから応援をできないかなというのがちょっと私も感じました。市長はグループ制と言われますけれども、ああいう連携というのが、やはり庁舎内のそういうのはしっかりしなければいけない。あそこに私も2時間ぐらいつつと閲覧をしようとしたわけですが、あの日は結構電話が鳴って、私がとってお手伝いするわけいかんやったものですから、しかし、それもてきぱきとその職員は対応されて、ああ、さすが嬉野市の職員はうまく勉強ができているなと感じました。ちょっと所管から外れますが。

そういうことで、内容を見せていただいたら、そう出せないような資料でもなかったもん

ですから、今回の一般質問に合わせて資料請求をいたしまして、市長名で資料をいただいて、基本計画、基本構想については資料をいただきました。

それで、もとに戻しますが、磐梯熱海温泉の場合はそういう循環式で下がった温度をボイラーで温めて上げると、そういうところがありましたが、先ほど壇上でも質問しましたように、嬉野市としての循環式の集中管理については、基本計画の中の系統図を見ても、電熱で温めてみたり、ボイラーで温めてみたりするところがなかとですね。それで、この辺をもし所管よかったら説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

この計画書をちょっと見ていただくとわかると思いますけど、まず混合になりますね。各源泉からくみ上げて、いろんな温度の源泉をまとめてしますので、これを91.7度というふうに設定されております。それから、末端の配湯されるときは71度ということで、これは20度の差があるわけですけれども、これが嬉野温泉の特徴であります高温でありますので、20度の差はありますけれども、冷ますことなく源泉を給湯できるというふうな計画になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

なるほど、わかりました。ということは、冷めた分、また源泉を追加するというように理解していいわけですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

ぐるっと回って帰ってきたときは、配湯予定の温度より下がっているということになれば、それはまた源湯で温める——温めるというか、源湯をまぜて温度を上げるということになると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

その点、先ほどのシーボルトの湯の加水ともかかわるわけですが、そういった場合の源泉の量あたりは大丈夫とですか、この計画からいけば。例えば、源泉を活用して温度を調整するわけでしょう。ということは、かなり源泉の濃度が濃くなる、先ほどの話とは全然違った方向の計画だと思いたしますが、その点いかがですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

先ほど言いましたように、末端の温度で70度近くで配湯するということですが、今、シーボルトの湯が来ているのがちょうど74度ぐらいですね。源泉がほかよりもちょっと低いということで、今、シーボルトの湯に来ているのが74度ぐらいで来ている。これを加水しているということですので、やり方としては変わらないということになります。

また、この量ですが、計画書によれば相当量が節約できるという結果報告になっておりますので、集中管理を行えば、かなり節湯になるかと思いたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

かなりの量が節湯できる。それともう1つ、この計画、構想の中で感じましたが、基本計画、基本構想の中で、1つの提案ですが、先ほど20度の温度差というのを所管の課長から答弁をいただきましたが、源泉の温度を給湯温度に下げのために熱交換機を通すことによって、ほかの媒体、例えば、空気とか上水、きれいな水などを熱交換機で新たに発生させ、例えば、部屋の空調に使うとか、それから一般家庭の浴槽の温水に利用できるというような提案がしてありますが、市長はそのことは御存じだったでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

いわゆる源泉集中管理から付随しますいろんなメリットもあるわけですので、そこらについては承知をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

一応これは基本計画、基本構想でして、これを計画するについては、その当時の平成19年度の合併市町村交付金の8,400千円という、基本構想、基本計画にしては結構大がかりな予算でつくってありますし、やはり何らかの形でこれは利用すべきではないかと思っております。ここにはいろいろ工事費も書いてありますし、それから維持費も書いてありますが、例えば、今の時点で、27年度の特例債期限内で集中管理ができるとすれば、市長、工事費としては大体どれくらい予想されていますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当初の計算でありましたように、一応10億円ちょっとというふうに考えておるところでございます。もちろん各部位によっては違いますけれども、大体それくらいの数字をいただいております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

確かに1,020,000千円程度というような数字があります。2年経過して経済情勢も変わっておりますと思いますが、例えば、本格的に取り組むとしたら、やはり10億円程度の工事費と我々は理解しておっていいわけでしょうか、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

最終設計はいたしておりませんが、これは基本的な設計というか、技術屋さんのいわゆる設計金額になっておりますので、私はもう少し安く上げる方法がないか、これからまた検討しなくてはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

その件で、例えば、先ほど構想の中にありました熱交換機を通して空気を温めて空調に使ってみたり、一般家庭の浴槽用に温水を配湯すると、そういう計画がありましたが、それは実現できると思いますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前のいつの議会だったかちょっと忘れてましたけれども、このことについてお尋ねがあったときにお答えしたことがありますけれども、この集中管理が実現いたしますと、嬉野市内の一般家庭の方もできる限り利用できるような形で方法が考えられるということを発表したと思いますので、そこらは私の構想としては持っているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

繰り返しますが、構想としては市長は持っていらっしゃるということで理解をしておきたいと思っております。

きのうの質問にもありました。例えば、1つの湯だまりから、やはりそれが一つの嬉野温泉の大きな資源だとすれば、やはり早目の集中管理というのが必要だと。例えば、特例債が27年度までということで期限が限られて、逆算すれば、先ほど話しましたように24年度ぐらいから着工しなければいけないというところですが、これはやはり市長の最初の答弁どおり、すべての所有者に了解をしてもらってからの工事着工というふうに理解をされているのか、それとも、やはり特例債という期限がありますので、大方のところでは理解をいただければ着手するのか、その辺、市長、答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も以前、下呂温泉の集中管理について視察をさせていただきました。あそこも十何年かかって、一度計画が頓挫したと。しかしながら、また計画をつくって、何とか実現されたわけでございますので、さまざまな課題があるというのは当初から覚悟はしておりますけれども、相当年月もかかっておりますので、ぜひ所有者の方が御理解いただくようなことができればというように期待をしているところでございます。よその温泉と違って、全部の方が御賛同いただけないと、この事業自体の成果というのがなかなか求められないというふうに思っております。

また、スタートした以上は、やはり入っていただいた方自体も相当の犠牲を払ってスタートするわけでございますので、そこで入らないということになると、これはいろんな課題が

また出てきますので、やはりぜひ全員参加していただきたいと思っ

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

その点、先日の全協でもらった資料によりますと、やはり平成3年7月ぐらいから源泉所有者会議というのが始まっておりまして、多分、これは推測ですけれども、源泉所有者会議が始まったということは、やはり所有者の方々自体が集中管理をしなければいけないという意識があられたと思います。それ以来、もう丸20年はなるわけですけれども、その点、やはりそういう所有者の皆様方の気持ちの醸し出すところ、やはり集中管理をせんばいかんねというようなのは生まれてきそうと思いますが、その点、市長、個人的に所有者あたりに聞き取り調査あたりを實際されて、どういうふうに思われておりますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前のことはちょっとわかりませんが、議員御発言のような経過もあったというふうには承知をいたしております。当初はやはり源泉をお持ちの方が話し合いをされて、何とか実現をしていこうということで計画をされたと思っております。しかしながら、その計画の中で、やはり公的な立場の行政として入ったほうが良いというふうなこともあって、旧嬉野町が取り組みを始めたというふうな経過は承知をいたしております。

私も町長になりましてからお会いしたり、いろんな機会にお話をさせていただきましたけれども、やはり今お話ししましたように、源泉を所有するに至られました歴史的ないろんな経過がありまして、源泉の所有ということに対して思い入れが非常にあられるわけございまして、そここのところがどうしてもなかなかクリアできないというふうなことがあられるわけでございますので、そこらをもう一回御説明させていただいて、ぜひ御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

そういう事情というのは私も十分わかります。それで、例えば、集中管理というか、今回は行政が入って集中管理をとというような計画があつての前提で進めているわけですけれども、

逆に、そういう所有者あたりから行政が入ってもらっちゃ困るといった意見はありませんか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる個々のアンケートの中では——アンケートというか、受け答えの中では、やはりある方にとっては当然所有者の責任として所有者がもっと前向きに取り組むべきだという意見をお持ちの方はおられます。しかし、それが全般的な意見にはなっておらないということで、天恵の温泉をあずかっているというお考えをお持ちの方は、当然これは大切にしていかにゃいかんというようなことを考えていただいているわけですので、まず自分たちからでもというふうなお考えをお持ちの方はおられます。しかしながら、全体的にはそこまではなかなか決断をしていただけないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

いずれにしても、平成27年度までというような期限がありますし、これは時間は刻々たっていくと思います。確かに市長の熱い思いもわかりますし、先ほど冒頭申し上げましたように、シーボルトの湯もオープンしたし、それから、社会文化体育館も大方のめどが——今からですけれども、基本設計、実施設計、場所も決定したし、規模的とかいろいろ問題もありますが、大体スタートラインに着いたと思います。ただ、源泉集中に関しては、まだまだ所有者の了解をクリアできないというようなところがあって、なかなか問題が大き過ぎると思います。しかし、これは当市の将来に向けて最も重要な課題であり、谷口市政の集大成の意味でも、全市民の注目の源泉集中管理が一日も早く着手できますように願って、次の定住促進条例の質問に移りたいと思います。

嬉野市定住促進条例が佐賀県下20市町において最もすぐれた内容の整った条例であり、平成20年7月1日に施行以来、順調に推移をしておりますが、これもひとえに谷口市政の定住促進に向けての力強い政策の一つと私は高く評価しております。

そこで、この条例に関して質問したいと思います。

まず最初に、嬉野市定住促進条例の施行期限が平成23年6月30日限りとなっております。転入奨励金に加えて持ち家奨励金と、内容がさらに充実をしまして、人口減少の歯どめとして順調に利用をさせていただいておりますが、施行期限を延長して、さらなる定住促進を推進すべきと私は思いますが、市長はどのようにお考えでありますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この定住促進条例につきましては、御提案もいただいて取り組みをしたところでございまして、おかげさまで現在のところ多くの方に御利用いただいております。

まず、平成20年度につきましては、転入奨励金が8件の28人、21年度は14件の43人と。また、持ち家奨励金につきましては5件の21人と。22年度は8月末現在でも転入奨励金が5件の13人、持ち家奨励金が14件の59人、合計して転入奨励金が27件の84人、持ち家奨励金が19件の80人というふうな実績になっておるところでございまして、年ごとに成果が上がってきております。そういう点では、期限はありますけれども、ぜひ今後も成果として取り組みをしていきたいと思っております。

また、担当のほうにはさまざまな御要望等も来ておりますので、ここらにつきましては、条例の中身等につきましても議会に御相談しながら、よりよい方向に改善をしていきたいと思っております。

現在の成果等を考えていきますと、基本的には私としては延長も視野に入れて、今後努力をしていきたいと考えているところでございます。

ただ、財政的な課題もございまして、ここらにつきましては議会のほうにも御相談しながら取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ただいまの答弁の中に、担当ではいろんな要望を聞いているということでありましたが、その要望について、もしよかったら担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

要望と申しますか、さまざまな問い合わせがございまして、ちょっと一言でそれに対して返答ができないというような事案が発生しているという意味で、要望というか、そういったことではございますが、返答できないようなことというのは、父母が土地、家の購入費を支払ってくれたと。その子供さんが親に30年計画で支払うよというようなことを親と契約を結べば奨励金の対象となるのかとか、かなり複雑な内容で聞いてこられますので、なかなか親子の契約というのは我々は想定していないということで、あくまで業者と申請者の契約ですよというような請負契約書等を見せていただきますので、そういった話をしているわけですけ

けど、そのとき即答と申しますか、それがなかなかできないような事案が発生しているというところでございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関しては、次の次ぐらいにまた質問がありますので、それでもう1点、市長の答弁で議会の理解をいただければ、ぜひ延長をしたいということでありまして、これは延長の提案をしていただくものと理解していいわけでしょうか、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ちょっと発言の仕方が不適切でございましたけれども、計画をつくりまして、議案として提案させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

はい、わかりました。

嬉野第七土地区画整理事業が最終完結時期に迫りまして、いよいよ保留地の処分が間もなく始まるということではありますが、保留地処分にあわせて、この定住促進条例をセットした定住促進が考えられないか、市長にお尋ねをしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

区画整理事業地域内の民間取引の中でも、既にこの条例も利用しておられる方もおられるわけでございます。私どももこの保留地処分につきましては、新しい嬉野での宅地としてPRをしていきたいと考えておりますので、この条例につきましては、一般の取り扱いと同じく、あわせてPRもしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

特に、第七土地の市の保留地というのは結構坪単価と申しますか、価格的に非常に高い水準でありまして、なかなか若い世代が買い求めるのは本当大変だなと思うわけです。例えば、定住促進奨励金交付制度あたりを利用して、うまくセットで求めていただければ定住促進にもつながると思いますので、もしよかったですら所管の課長、具体的な方法あたりがあればお答え願いたいと思いますが。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをします前に、先ほどから出ておりますけれども、第七、それから第八区画整理もあわせてなんですけれども、いよいよ保留地を販売というふうなところに来ております。したがって、皆様方にも、あるいは親戚の方とか友人、知人の方に土地を求めておられるという方がいらっしゃる、ぜひ私どもの保留地を勧めていただければというふうに冒頭お願いをしておきまして、御答弁したいと思います。

今現在、新聞折り込みチラシ、その作成中でございます。したがって、その中にいろんな特典と申しましょうか、先ほど議員質問の内容につきましても、それを入れると、記載をするというふうなことも当然行うわけでございますけれども、あと、あらゆる媒体、例えば市報とか、そういった形の中でも、そういう文言、特典といいたいでしょうか、そういったのを記載しておりますし、今後もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ぜひ積極的な販売をお願いしたいと思っております。

今、建設課長からは丁寧にも第八もあわせてということでありまして、ちょうどきのうでしたか、隣の園田議員から耳打ちで、第八のところは最近5件もふえたよというふうなお話を聞いております。土地区画整理については、当然、保留地処分ができなければ借り入れも返すことはできないし、大変でありますので、早く完売できるように、特に定住奨励金の延長もあわせてすれば、かなりの早さで処分できるのではないかなと思っております。特に、この定住促進の条例に関しては、市内の住宅関連業者への支援ということも関連がありますので、担当所管におかれましては、ただいま課長の答弁どおり、積極的な販売に力を入れていただきたいと思っております。

住宅関連のそういう支援については、何かいい結果が出ているのであれば、市長、お答え願いたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

個々の会社の中身については言えませんけれども、実は毎年、嬉野と、それから塩田地区の建設組合さんというのがございます。大工さんとか左官さんとか、そういう方々が組織されている組織がありますけれども、その総会にはお招きをいただいております。この話をいたしますけれども、やはりいろんなところでのPRもしていただいておりますので、それで、一応取り組み等については必ず話もしておるというようなことを言っていただいておりますので、市内の業者の方はほぼ知っておられるんじゃないかなと。そしてまた、利用をいただいているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

私もその辺ちょっと気がかりで、御存じかなと思っておりますが、ああ、そういうのがあるのですかというような、意外と業者の方でさえもそういうのがあられますので、先ほど建設課長の答弁では保留地処分についてはチラシなり市報なりというような形もありましたが、できればそういう関連業者向けですね、そういうのにもやはり積極的にPRをしていただければ、そのまま市のいろんな関係に波及効果が上がるのではないかなと思っております。

特に、この条例は嬉野市定住人口の増加を図るための目的であります。あわせて先ほどからも繰り返しお話をしておりますように、市内の住宅関連業者への支援にも関連があります。担当所管におかれましても、この条例に掲げる定住奨励金交付制度の普及に大いに努められまして、それででも減っております。ちなみに9月の市報ですけれども、7月末の人口調査がありまして、25人の減と。世帯数で10世帯。もし定住奨励制度というのがなかったら、これにまた上積みした減になるわけですから、やはりそういったのは確かに定住促進については効果が上がっていると思いますので、そういった意味では、さらに施策として力を入れていただきますように期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（太田重喜君）

これで副島孝裕議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中でございますが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

13番神近勝彦議員の発言を許します。

○13番（神近勝彦君）

13番神近でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

私は今回、児童虐待といじめについて、そして、泉源の管理について、そして、文化センターの会議室利用について、そして最後に、名古屋でことし10月に開かれます生物多様性国際シンポジウムについての4点について御質問をしたいと思います。

まず第1点目、児童虐待といじめについて御質問をいたします。

児童虐待につきましては痛ましい事件があとを絶たない状況でございます。新聞記事によりますと、ことし1月から6月までの間で虐待事件は全国で181件という、過去最悪の記録をしたというふうな報道がありました。また、いじめについても、いじめを受けたことによって、苦しめた子供たちの自殺、あるいはそのいじめをとめることができなかったという理由によって、自殺を図る子供がいたというふうなことも新聞、あるいはテレビの報道で聞いております。

このような子供たち、虐待であろうが、いじめであろうが、幼い命がなくなるという、こういう現状を我々大人、そして我々議会、行政としては一人でも多くの防止を、そして、保護をしなければいけないと、そういう観点につきまして、きょう御質問をしたいと思います。

全国の事例181件と申しましたが、県内の通告、あるいは児童相談所における相談関係は180件を超えておるというふうに御報告も受けております。そういう中、嬉野市におきましてはどのような状況にあるのか、そして、もう1点は、児童虐待の情報収集、あるいはいじめに対する情報収集、その他についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

神近勝彦議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、児童虐待といじめについてということでございます。

私のほうへのお尋ねでございますが、教育長へのお尋ねもでございますので、必要なものは教育長のほうからもお答え申し上げます。

全国的に児童が被害者となる虐待や、いじめによる事件が毎日報道されているところでございます。嬉野市からそのような被害者が出ないよう、関係機関と連携をとりながら対策を行っておるところでございます。

組織といたしましては、虐待に対する委員会を組織しておりまして、情報交換を行っております。発見したときには通報する責務がありますので、当然対応いたしますが、それ以前に、各機関が連携しながら防止策をとることが求められているところでございます。そのよ

うなこともございますので、日ごろ情報交換等を行いながら、防止に努めておるところでございます。お尋ねの情報収集も、共通認識で行うようにいたしておりまして、情報の共有ができるように努力をいたしておるところでございます。

また、児童相談所や警察との連携もできております。特に嬉野市におきましては、以前から県警のほうから現職の警察官が派遣されておりまして、御活躍等もいただいております。立入検査につきましては、可能となっております。また、学校での対策等もございますので、教育長からお答えいたします。

具体的な件数についてのお尋ねでございますが、嬉野市が児童相談所へ報告した発生件数につきましては、平成21年度につきましては6件となっているところでございます。虐待の種類につきましては、すべて保護者のいわゆる育児放棄とか怠慢とか、いわゆるネグレクトというふうに言われる案件でございます。平成20年度は8件、平成19年度は2件、平成18年度が18件でございますけれども、1件で複数等の案件もございますので、大体1けた台というところだろうというふうに思っております。今後このようなことが発生することも十分考えられますので、先ほど申し上げましたように、関係機関等と連携をとりながら、いわゆる早期発見ということをお前提として、努力をしておるということをお答えとさせていただきます。と思います。

以上で神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えといたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

まず、2点ほどお尋ねでございますので、まず、児童虐待についてお答えを申し上げたいと思っておりますが、さきの新聞でございますけれども、厚生労働省の発表によりますと、全国の児童相談所が2009年に相談を受けた児童虐待の件数ですけれども、4万4,000件を超えております。前年度より1,500件を超えているという状況で、2009年度は過去最多の状況であるということで新聞等で報じられているところでございます。本年に入りましてから、先ほど神近議員が発表しておりましたけれども、181件というふうなことの状況でございます。

そこで、本市の状況であります。これまで児童虐待と思われるケースについての把握でございますが、21年度が小学生で3件、20年度が2件というふうに出ておりまして、状況によって対応してまいっております。

児童虐待に関する情報の収集につきましては、問題がわかり次第、各学校から詳しく報告が参ります。また、こども課や福祉課などの関係機関からもわかり次第報告が来て、情報を共有しているところであります。児童虐待は命にかかわる問題でありますので、早急な対応が重要であることは、各学校とも共通しているところであります。さらに、問題を発展させ

ないためにも、発生させないためにも、事前の情報を収集して、各学校ともにケース会議や職員会議、あるいは教育相談などを通して、児童・生徒の観察によって情報を交換しております。

次に、いじめについてであります。いじめと認識した件数についても教育委員会、学校と連携をしながら対策を講じております。いじめについての報告は、平成20年度は小学校2件、中学校2件、計4件であります。また、21年度は小学校で2件でありまして、22年度8月末までは報告はあっておりません。

情報の収集につきましては、毎月定期的に不登校の状況やいじめ問題、そして問題行動について、詳しく学校から報告されてまいります。また、児童虐待と同様に人権や命にかかわる問題でありますので、問題がわかり次第、各学校から詳しく報告を受け、対応策等についても関係機関と連絡をとりながら対処をしているところでございます。

各学校では早期発見、早期対応をするというようなことで、これまで学校内で対処してきていることは、生活アンケート調査を定期的に行うこと、それから、不登校、いじめ防止、良好な人間関係づくりに役立つQ-Uテストを実施したりしております。さらに、小学校の低学年では、せんせいあのねのノートということを活用して、子供たちの様子を把握しております。このような手だてをとりながら、いじめの防止やいじめの早期発見に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

先ほど発言しました嬉野市での児童相談所へ報告した児童虐待の発生件数について、誤りがあったかもわかりませんので、再度報告いたします。

21年度は6件、20年度が8件、19年度が2件、18年度が18件というふうに把握をいたしております。この中にはいわゆる複数の発生件数もあるということで御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今、市長のほう、また教育長のほうから嬉野市の状況について御報告をいただいたわけです。今のところ、児童相談所へ御報告をされたのが21年度は6件と、20年度が8件ということで、児童虐待については伺ったわけなんですけれども、これはあくまで報告であって、それ以上の児童虐待というふうな形だったのか、それとも、そのおそれがあったのか、どちら

なんですか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

お答えをいたします。

これは福祉行政報告例というものに掲載をするわけですが、今、担当が取り扱っている事例についてはもっとたくさんございます。先日の要保護児童対策地域協議会の中では、御紹介した件数だけでも20件はあっております。取り扱っているそのものの件数としては、もうちょっと多くなります。これは一応基準を設けてランクを決めておまして、その中で虐待として認められるということで報告をしたものが、今申し上げた件数です。

そして、今、大変申しわけありませんけれども、市長が件数を申し上げた中に、平成19年度が、私が市長に資料を提供した後にちょっと間違いに気づいたものが1件ありまして、平成19年は3件になります。2件はネグレクト、もう1件は性的虐待があつておまして、それを見落としておりましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

嬉野市においては、隣近所のおつき合いとか、あるいは家族間のつき合いであるとか、あるいは地域でのつながりとかということで、割と人とのつながりがあって、これぐらいの1けた程度の事例でおさまっているのかなという気がするわけですが、やはり嬉野市においても核家族化というものが進みつつあります。そういう中で、やはり地区と、あるいは隣近所とロックをしてしまう、閉鎖をしてしまうという家庭がふえてきた場合は、やはりわかりづらいという状況が出ると思うんですね。そういう可能性が嬉野市でもずっと多分今後課題としてあるものという気がするわけです。そういうことを含めた中で、今年度6月補正でしたか、今までは児童虐待防止協議会というものが、6月補正から要保護児童対策地域協議会というふうな名称に変わり、組織内容も変わったというふうな受けとめているわけですが、このあたりの先ほど御説明をお2人のほうから受けたわけですが、実質的に、この協議会がいじめの防止についてどれぐらいの効力を今持っているのか、あるいはどういうふうな行動をされていらっしゃるのか、再度お聞きをしたいという気がいたします。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

市で設置しております協議会につきましては、年に1回から2回程度、協議会というそのものは開催をして、市としてはそれぞれのケースの報告、それと、各委員から御意見を伺うという内容になります。しかし、実務者会議というものを毎月開催しております。そのときには市の各所管、学校教育課からもですけれども、教育委員会の相談員さんとか、あと保健師、それと、児童相談所からも参加をしていただいて、その実務者会議は開催をしております。それとあわせて個別に急を要する会議があった場合は、ケース会議というのも随時開催をしております。

それで、どのような効果ということですが、会議をするというのはもう既に連絡があっていると、報告というか、通報があった会議ですので、その中で、そこに出席する者たちが早急に面会をするというのが、市の権限としては許されているところまでだと思います。その後はケースによっては、それを児童相談所に報告をするという形になっていくものと思います。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

おおむね御説明していただきまして、状況、あるいは情報収集の状況というものは大体理解したわけですが、児童虐待防止法の第4条の2項に、学校の教職員、児童福祉施設の職員、あるいは医師、保健師などは児童虐待の防止に寄与できるよう、研修等必要な措置を講じるものとするという項目がございます。ここで各学校関係、あるいは市のそういうふうな関係課職員が、このような研修等を行われているのかどうかということをお聞きしたいのと、次の第5条の第3項に、学校及び児童福祉施設は児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育または啓発に努めなければならないというふうに、また、うたっているわけですよ。となると、学校、あるいは関係諸課は、市民あるいは保護者に対して児童虐待防止のための教育をしなければならないというふうなうたっているわけなんですけれども、これについてどのような状況にあるのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（江口常雄君）

まず、こども課所管のものから御説明をしたいと思います。

教育という部分では、こども課所管では余り取り組みがないわけですが、まず、児童福祉担当者連絡会というのが杵藤保健福祉事務所の主催で、年3回程度開かれます。その目的としては、各市町の問題点の改善、それと連携を図ることという目的のために開催がされております。それに家庭相談員の研修、講習会、これが年1回、それと、県の要保護児童対策地域協議会というのが年1回開催されておりますけれども、これは県下の状況の説明と

問題がある部分の研修ということになるかと思いますが、これは全員の課長が出席をしております。それと、先ほど申し上げました、市の児童対策地域協議会になりますけれども、先ほどは実務者会議、ケース会議というものを申し上げましたけれども、職員はそのことによって研修、研鑽をするということになるかと思いますが。あと、児童虐待防止の観点から、去年の11月末に児童虐待防止対策地域協力委員というのが置かれまして、これは県のほうからの通知になりますけれども、各保育所、幼稚園、それと民生委員の主任児童委員ですね、それに済昭園も入っていただいておりますけれども、そういう施設関係の主任保育士さん、もしくはそれに相当する方がなっていておまして、全部で18名ほど名前を上げていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

児童虐待に対する学校の対応ということでお答えをしたいと思いますけれども、本年度の3月24日付で、学校及び教育委員会における児童虐待の早期発見、早期対応、通告後の関係機関との連携を図るようという通知があっております。そして、さらに本年の8月31日でございますが、文部科学省のほうから再度来ておまして、児童虐待があるという証拠がなくても通報等をするようというふうなことで、主に通報にかかわるような内容の通知文をいただいております。今、取り組み中でございます。したがって、保護者の皆さん方には、やはり児童虐待と言われるようなケースがある場合については、学校のほうに御連絡をいただくというふうなことあたりのことで対応いたしているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

研修等については福祉関係、この前、保育所のほうに電話で御確認をとったところ、やっぱり年3回近くは県のほうに行って研修を受けているというふうな御報告を受けたことを、御報告だけはしておきます。

また、市の課のほうにおきましては、施策として、こんにちは赤ちゃん事業とか、あるいは総合支所1階で平日月曜日から金曜日まで、子育て支援センターが開設されておりますよね。それとか、養育支援訪問事業とか、いろんな施策の中で、多分乳幼児に対するいろんな、そういうふうな啓発、虐待防止に対する啓発とか、あるいは巡視関係、訪問関係はやられているということは理解をしているわけです。でも、なかなかそういうところも回れるところは割と人とのコミュニケーションをとられている方だという気がするわけです。そう

いう中で、やっぱり養育支援、訪問事業というもの、これは問題がちよっとありそうな御家庭を訪問しようという事業ということで理解をしているわけなんですけれども、このあたりの養育支援訪問事業はもっと充実しなければ、やはり隠れた家庭での虐待というものがなかなか見えてこない、あるいは防止できないというふうなところじゃないかなという気がするわけなんですけれども、今後、このあたりの訪問事業の強化というものはお考えになられる可能性があるのかないのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

私もできる限り時間を使わせていただいて、民生委員さんの会議等には参加をさせていただいております。また、年に1回は必ず意見交換会というのをするわけでございますけれども、民生委員さんあたりの毎月の報告等を承っておりますと、非常にやはり近所の方が気づかれるというのが、子供の場合でも今はふえてきているというふうに感じております。

今、議員御発言のように、もちろん通常の訪問等で症状が発見できればいいわけでございますけれども、そういう対象になられない方がやっぱりあられる可能性もあるわけでございますので、そこらにつきましては、やはり地域のネットワークといいますか、そういうようなことが大事だと思いますので、いろんな機会をとらえてお願い等もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

新聞等の記事を読んで、そのままお伝えすると、結局母子家庭の中でも、やはりどうしても夜お勤めの方が結局乳幼児に対してミルクを与えないとか、あるいはおむつをかえないという事例が多いというふうに書いてあるわけですね。そういう方への対応というものを、やはりもっと集中的にやっていかなければ、私はちよっとこういうふうな問題は解決が、ゼロにすることが一番いいんでしょうけれども、少しずつでも解決する方法にならないんじゃないかなという気がしてなりませんので、このあたりを重点的に、民生委員さんというふうなお話が出ましたけれども、やはりいろんな巡回訪問をやられていますよね、市の事業として。そういう中で重点的に、こういう御家庭ともっとコミュニケーションをとるというふうなことも必要じゃないかなという気がするんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○子ども課長（江口常雄君）

家庭相談員とは別に母子自立支援員というのがおりますけれども、私は家庭相談員と協力して、一緒に家庭を回るようにというふうに言っております。4月から子ども課に勤務するようになりましたけれども、どうしても1人で回るよりも複数で回ったほうが、いい知恵も出るだろうと思ひまして、そういうふうな状況があるときには必ず2人で行きなさいというふうに言っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今、課長御答弁いただいたように、本当にそのあたり幅広く、また、いろいろ手厚く今後も活動を続けていただきたいというふうに要望しておきます。

また、学校のほうにちょっとお尋ねをしたいんですが、今、教育長の御答弁でいくと、教職員の研修というお言葉は出てこなかったんですね。あくまでも通知が来た、8月に文科省からの通知が来た。そういう事例があった場合は、すぐ学校のほうに報告をしてくださいというふうな要請をしているというふうなお話をされたんですけども、その点、教職員の児童虐待に対する研修等への参加が、現在のところはないのかですね。

もう1点聞いたのは、第5条の3項にあったように、対象者に対する教育環境の啓発ですよ、これが結局今までであった経緯があるのか。このあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校での対応についてお答えをしたいと思いますけれども、ふだんから担任の教師を中心として全教職員に、子供たちがどちらかという虐待を受けているということと言わないという前提に立って、子供たちの指導に当たろうということで、職員研修の中でやっております。特に子供たちの様子でありますとか、体の傷、特に夏場あたりは薄着をしますので、プールに入るときの様子でありますとか、そういったことで観察を十分にやっていると、注意深く見るというふうなことです。そういうふうなことで、もしそういう状況があるとすれば、児童相談所、あるいは市の福祉課のほうに相談をして、連携を持つということをしております。そういうぐあいにして、職員会議等あたりでは、そういう対応をしているところでございます。したがって、学校独自で動くという部分じゃなくて、いわゆる横の連携を持ちながらしていく。しかも、もし発生をした場合はケース会議あたりを行って、関係機関と連携をとって、具体的な対処の仕方に取り組むというふうなことで、過去の例の中では取り組んでおります。

そして、一番いいのは学校で発見して、早期発見がしたいわけですがけれども、なかなか困難な状況であります。したがって、できるだけ地域の方といたしましうか、親さんに接することもできない部分もあるわけでございますので、地域のお力をかりて育てていくというんでしょうか、そういうことを構築していく必要があるのではないかとというようなことを私自身思っているところであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

保護者関係がですね、結局地域の子供たちの変化に気づいたときに、明らかに虐待であるというふうな形でとらえるなら、多分学校の先生であるとか民生委員さんであるとか、そういうところに多分ちょっとおかしいですよというふうな形は言えると思うんですけども、そこまでいかないようなことがあるわけですね。特にお母さんたちなんて割と敏感ですので、何かあの子、ここ何日か見よったら、何か元気がないねとか、そういうときに本当は御報告いただきたいというところを今おっしゃっているんでしょうけれども、そういうところが結局自分に自信がないから言えないという、そして、なかなか人の家庭のことは報告しづらいということも、やはりあるわけですね。だから、そういうところを解消するような、やはり講習であるとか、教育——教育と言ったらおかしいでしょうけれども、そういうこともやはり保護者の皆さんとか市民の皆さんに植えつけていかなければ、なかなか最初の小さいときの芽というのは見つけ出しにくいという気がするわけですよ。だから、そこはやはり教育長であるとか市長のほうには、そういう言いやすいような環境づくりであるとか、意識づくりというものをやはり取り組んでいただきたいというふうに思うわけですよ。このあたりは市長、また教育長、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

非常に課題の多い御発言でございますけれども、これは責務としては当然、いじめとか虐待とか見聞きした場合は報告するということは、もう今の時代では常識だということを当然御理解いただきたいなというふうにも思っておるところでございます。

また、私どもの担当部門もでございますので、もしそのようなことを感じられるようなことがありましたら、まず、市役所のほうにも御一報いただいて、そして、何もない一番いいわけでございますので、先ほど教育長が申し上げましたように、なかなかいじめを受けている子は自分から言わないというのを前提として、もう少し動きが出るように、そこら辺に

については広報等ももう一回通じて、やはり基本的なところで市民の方が御理解いただくように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えしたいと思いますけれども、学校でありますとか教職員は児童虐待を見やすいというんでしょうか、見抜きやすい立場にございます関係で、極力早期に発見をしたいというふうに思います。その壁にあるのは、いわゆる今個人情報保護条例等もございまして、確実に児童虐待であるというふうにした場合は、非常に言いやすい雰囲気があるんですけれども、疑わしい場合はなかなか言いづらいというところがあって、ブレーキになっている部分があります。そういった意味で、今度の通知を読んでまいりますと、証拠がないときであってもということで強調してありますので、そういった部分についても今後指導して、疑わしいものも上げていただくというふうなスタンスで指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

先ほど一番最初の市長答弁のときに、立入調査の件もおっしゃいました。第9条の中に立入調査という項目があって、児童委員、または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の居所に立ち入り、必要な調査、または質問をさせることができるというふうになっているわけですが、やはりテレビや新聞等で言われるように、児童相談所に通報があっても、玄関に行って、結局あくまでも保護者と話をするけれども、実質子供に面会ができないとか、そういうふうな調査が今までできなかった判例が、結局子供の死亡につながった例が、いつもテレビでおっしゃっているわけですね。だから、この第9条の法律をやっぴり確実に実行できるということをしていかなければ、市長は立入調査も可能と思うとおっしゃいましたけれども、これはもう可能と思うじゃなくて、可能になっているわけですので、これができるように、やはり各市町、あるいは県、全国でやはりこれは取り組んでいかなければ、この防止そのものは減っていかないと思います。市長、この後に9条の立入調査というものについて、もっと踏み込むというふうな連携を佐賀県の中でも、あるいは県庁でも、どういうふうなお考えなんですかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言の例が各地区で出てきているところでございまして、そういうふうなこともあると思いますので、なかなかこの児童相談所自体が、警察自体が大体民事介入ということは慎重に扱われるということでございますけれども、私どもの資料では、この8月にいわゆる児童虐待防止法第9条に規定されている臨検を積極的に活用すべしと、議員御発言のとおりでございまして、そういうふうな通達が出されたということでございますので、もう一度私どもも、職員等にも派遣をいただいておりますので、そこら辺については十分連携をとりながら行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そのあたりを十分考えられて、やはり嬉野市だけの問題ではありません。やはり佐賀県、あるいは全国的な問題ですので、こういうことは連携を組みながら、やはりこういう法律の実行というものでやっていただきたいと思います。

また、いじめについても、もうほとんど虐待とも絡みますので、言及して、いじめについては質問いたしません、少しでも学校内、あるいは学校外のいじめも根絶できるよう、やはり教師の皆さん、そして保護者と連携しながら、これからも一人でもそういう子供たちが発生しないように、御努力をお願いしたいというふうにご希望をしておきます。

次に、泉源の管理について質問したいと思いますけれども、きのう、またきょうと集中管理については御質問があったわけですが、私、この前の全協の折に聞いたとき、嬉野温泉の源泉の総量というものは1日2,500トンというふうな感じでちょっとお聞きをしたんですけれども、まず、この2,500トンというのは間違いはないのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えをいたします。

これは専門的な方に調査をいただいたものですけれども、正式に言ったら2,450トン、これが適正容量という御報告をいただいているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そしたら、その2,450トンという数量は適正数量ということですよ。そしたら、今、嬉野の泉源が17か18かあると思いますけれども、この方たちが1日くみ上げた場合には、そしたら何トンくみ上げることができるんですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

くみ上げることができる許可の状況ですけど、これは一応、分当たりの揚湯量で許可が出ているようです。これでいきますと、今現在使われているのが大体1日2,000トンぐらいだろうということは推計できるということでございます。だから、適正量よりもまだ余裕があって揚湯されていると、これも御報告をいただいているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

もう一回確認をします。

今、実際、泉源所有の皆さんがくみ上げている大体の量というのは2,000トンぐらいであって、そしたら実質フルで24時間ポンプを回した場合に、すべての泉源の皆さんがくみ上げたときに、何トンくみ上げることができるかというのは把握できていないんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆるそれぞれのポンプの能力というものにつきましては、県のほうから許可をいただいておりますのでございまして、その範囲内で適切にくみ上げをしていただかなければならないというふうに思っております。ただ、実際今何トンくみ上げておられるかというのは、把握はできていないというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

私は泉源の集中管理というものについて、今の現段階ではもう多分無理だろうというふうな、全所有者が参加しての集中管理は無理だろうというふうなことを私は思っているわけです。でも、その前に、やはり今議論になっている、温泉の泉源を未来永劫これを残したい

という、この考えはやはり私も持っているわけですよ。多分泉源所有者の皆さんも持っていらっしゃると思うんですけども、まず、集中管理の前に、まず、その各泉源が1日にどれぐらいの揚湯量を持っていらっしゃるのか、そして、1日にどれだけくみ上げる能力があるのかを、まず把握することが先じゃないのかなという気がするわけですよ。その後、やはり適正が2,450トンという数字が出たならば、この2,500トンを目安にした各泉源の割り当てというふうな形に進んでいくことが、まず第一歩じゃないかなという気がするんですが、市長いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

細かい数字はちょっと手元には今ございませんけれども、私どものほうといたしましては、これはもう源泉所有者の方々にもお話をさせていただいて、調査の段階で、その浴室の容量というのはわかっておりますので、そういうものから積算をして、そして、要するに集中管理をしていこうということでございますので、いわゆる全体の施設の中で、すべての部屋にするということについては、いわゆる揚湯の許可を当然オーバーしているというようなことでもございますので、今のところは、大浴場のみに限っていただくとか、そういうふうなことで計算をしておるわけでございます。

ですから、今議員御発言のように、今すべての浴室等で利用できるというところまでは至っておりませんので、そこらについては数字としては大体全部の湯ですね、浴室等に使った場合は何トンというのが出ておりますので、そういうことではなくて、今は許可の範囲で使っていただくということでの設定をお願いしているということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

いや、市長のおっしゃっているのは十分わかるんですよ。それはあくまでも所有者に良心があるときですよ。良心があるときですよ。今ほとんどの方が地元の方であるとか、あるいはやはりこの近くの方であるとかというふうな形の中で、今は所有者になっていらっしゃるからいいと思うんですけども、仮にこれを第三者的に全く関係ない方が所有者になった場合、24時間ポンプ能力限度いっぱいにくみ上げをされた場合、どうなります。今ほとんどの旅館は、ほとんどずっとされていますよね、循環型で。じゃあ、うちの旅館、ホテルはそういうことをしないよと、うちは全部かけ流しでするんだよというふうな、あくまでもポンプ能力の限度いっぱい使われた場合は、かなり使われるんじゃないかなという気がするわけ

ですよ。私は、だからそこを心配するわけですよ。だから、それを心配されて、多分集中管理をというふうなお考えだと思うんですけども、だから、それを防ぐためには、その前の規制をかけることが大事じゃないかなと、一つ一つの泉源に対してですよ、適正に対する。それをまず第一歩として考えるべきじゃないんですか。あと、泉源の中で、ある旅館については1日の揚湯は100トンだよとか、50トンだよというふうに、まずそういう規制をすることによって、適正の2,500トンなら2,500トンを未来永劫的に守っていくんだということが私は先だと。それが泉源がですね、所有者が変わっても、泉源にそういうふうな揚湯のトン数が決まっておけば、それはもういろんな方に所有者が変わっても関係ないじゃないですか。私はまずそれが大事だと思うんですよ、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

それぞれの泉源所有者の方も、議員御発言の趣旨については、基本的には私は理解をしておられるというふうに思っておりますので、今までの協議の中でも、いわゆる節湯という考えで一応お互いやっていきこうと、しかし、それでは確かに厳しい面もあるから、集中管理をやっていきこうという形でございますので、今議員御発言につきましては、やっぱり私ども話をするわけございまして、そういう中でも強く申し入れをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

集中管理というのは、やはりどうしても個人財産の絡みがあって、なかなか厳しいと思います。まず、だから先に、何度も言いますけれども、規制をかけるということで、皆さんの御同意をまずとっていきこうと。それは多分皆さんの御了解を得られると思いますよ。ある旅館の方に聞いたら、お互いに各旅館、ホテルがやはりメーターをつけて、規制に取り組もうという考えを持っているよというふうなこともおっしゃいました。それは1人ではありません。2人、3人の方から聞いております。だから、そういうふうな方の考えが多分ほとんどだと思いますので、それをまずやっていただきたいと思います。その後集中管理について取り組むべきだと思うんですけども、午前中の、あるいはきのうの質問の中で、集中管理に反対されている方はどうしたらいいんですかとか、いろいろ御質問があったんですけども、逆に、今全体の揚湯量の何割が賛成派なんですか。今、仮に1日2,000トンと言われましてよね、大体2,000トンぐらいだろうと。この2,000トンの中の、賛成者はどれぐらいのパ

一セントになるわけですか。2,000トンの中で、仮に8割とか7割とか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

どの範囲が賛成、反対かということですが、条件つきとかいろいろございますけれども、多くの方は御了解をいただくとお思います。ただ、件数的にはやはり御自分で管理をしたいという方も相当——相当といいますか、数人いらっしゃるわけでございますので、全員の了解はいただいていないということでございます。ただ、許可の件数からいきますと、その量とはまた違うわけでございますので、ぜひ全員御参加いただきたいなとお思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

市長が全員の参加にこだわられるところが、私は集中管理がなかなかできていかない、進まないネックだと思います。まずは今賛成を大体言われている方、参加してもいいよという方が大体どれぐらいおられて、全体の中の揚湯量の中の何割を占めていらっしゃるのかで、私はもう6割以上であれば、まずはやろうという方でやっていいと思うんですよ。どうしても自分の敷地内に泉源があって、そのまま使っている方もいるわけですよ。そういう方も一緒となれば、なかなか厳しいと思うんですよ、集中管理。だから、前段で言ったように、総量規制で一応おたくでは月にこれぐらいですよとか、1日これぐらいですよというふうな形の中で規制のお願いをしていくというふうな形のほうが、私は今後の集中管理の進み方としてはいいんじゃないかなというふうな考えを持っております。市長については、もうきのうからきょうに、集中管理についてはすべての泉源の持ち主が参加しなければというふうなお考えをお持ちですけれども、そこをやはり再度お考えされて、そういうふうな、参加される方だけでもやっていこうというふうなお考えになれることを期待しておきます。答弁は要りません。そういうふうな中でまず取り組んでいただきたいというふうに思います。総量規制については、本当に取り組んでください。お願いしておきます。

次に、文化センターの会議室の使用について御質問したいと思いますが、文化センターは今のところ毎週月曜日が休みなんです。条例の中でも月曜日がお休み、お正月もお休みということであってありますが、会議室とか、あるいは3階のトレーニング室といいますか、ああいうところも使えないんですよ。前は、2年ぐらい前までは月曜日でも、たまたまそのときは条例を知らなかったということで、貸していましたがということで、もう条例の

中にうたってありますので、貸せませんというふうなことで、貸していただけなかったこともあります。やはり会議室と3階のトレーニング室と図書館は、また違うと思うんですよね。ですから、私は文化センターの休館日は、あくまでも図書館に限った月曜日休館というふうな形をすべきであろうと。あくまでも会議室、あるいはトレーニング室は、ここの条例、公民館条例、載っています。これはあくまでも、この条例の中には、公民館は正月のお休みだけなんです。ですよね。それ以外は月曜日であろうが日曜日であろうが祭日であろうが、使用を許可してあるわけですよね。私は、ここ文化センターについては、そういうふうに条例を改正すべきだと思うんですけれども、この点いかがでしょうか、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

将来的には条例として議会にお願いするというのが前提として、お答えをしたいと思えますけれども、今ちょっと研究をさせております。といいますのは、県有の施設等は既にもう365日開館というふうなことでも取り組んでいる場合もあります。問題はその管理の問題でございますので、ですから、図書館の場合は特に整理といいますか、それから、いわゆる確認とかいうような課題もありますので、どうしても休みが必要だと思いますけれども、いわゆる文化センターにつきましては、図書館とそれから上との管理が別にできれば、問題はないわけでございますので、何か方法がないか、今検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今、夜あそこの会議室を借りるとき、図書館はもう閉まっていますよね。その状態、図書館は図書館でもう閉館で閉まっているんですよ。それで、2階とか3階を今、夜借りているんですよね。ですから、今市長が言われたのとは若干違うんじゃないですか。図書館がいているときしか使われないんじゃないんですよ。あくまでも図書館は図書館で閉まっているんじゃないですか。そういう状況で今使っているわけなんですから、問題ないと思うんですよ。私は、月曜日に図書館の整理というものについては理解をして、図書館については、図書館条例のようにいいと思うんです。でも、月曜日、隣には支所があって、総務課の職員さんも2階にいらっしゃるじゃないですか、1階には窓口の方もいらっしゃるわけですよ、ですよね。だから、あれは、きょう行ってきょう借りますというのはほとんどないですよね。できれば1日前か、あるいはもう何日か前に、何月何日の何時ごろ、何人ぐらいで借りたいという申し込みをするじゃないですか。ですから、大体だれが何時ごろに借りるといえるのは事前

にわかっているわけなんです。だから、そのときに、あるいは職員さんがその会議室のかぎをあけるだけなんです。借りる方は、窓口かあるいは2階の総務課に行って、今から借りますよと、一言言えばいいですよ。夜は守衛さんのほうに、ガードマンの方に、今から文化センターの2階の何とかを借りますと言いにいきますよ。帰るとき、またガードマンの方に、会議終わりました、施錠をお願いしますと言いにいきますよ。それと一つも変わらないじゃないですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そういうシステムを踏まえて、今、検討を指示しているところでございますので、今、平日は休館のときは一切管理をしていないわけでございますので、ですから、図書館が休みであっても、通常、勤務時間は管財で管理をするという形の流れをつくっていけばいいわけでございますので、今検討をさせているということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

検討は早目に結果を出してください。

最後に行きます。予定はあと7分程度なんですけれども、若干オーバーするのかな。

生物多様性国際シンポジウムのほうについてお伺いをしたいと思います。これは10月に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議というものが開催されるわけですね。193カ国の地域、あるいは国が参加されるということなんですけれども、条約の目的として3つ大きく上げられます。1つは生態系を守る、2つ目は、生態系の恵みは回復が追いつく範囲で利用していく、3つ目は、植物や微生物などの生物資源を採取して利用したときには、その利益を原産国にも配分するというふうに、一応3つの柱があって、各国のいろんな思惑があって、なかなか条約の締結にはまだまだ時間がかかるんじゃないかなという気がするわけなんですけれども、要は、結局二酸化炭素削減というやつと、これは二本立てだという気がするわけですね。まず、生物によって二酸化炭素を削減し、あるいはこの地球環境を守りましょうというお考えの中で、こういうふうなシンポジウムが、今、国際会議があっているんだと思いますけれども、この理念については、市長、どういう思いをお持ちでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この大会につきましては、名古屋の大会でございますけれども、昨年から、ことし開催される国際大会ということにつきましては、一番大きな大会だろうというふうに言われておるところでございます、報道等もあって承知をいたしております。そういうことで、理念とか目的とされるところについては十分理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

このシンポジウムの1週間ぐらい前に、佐賀県のNPOさんがプレ佐賀大会をやろうということで、今いろんな市や町、あるいは県のほうに、そのプレ大会の開催に向けて何とか力をかけてほしいということで活動をされているわけですが、この佐賀プレ大会については、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御担当されている方とは以前から面識もありますので、お話も承っておるところでございます、お願いがありまして、いろいろ協賛という形でお願いできないだろうかということで、担当課のほうにも申し入れがっております。中身について確認いたしましたところ、いわゆる嬉野市として後援をするという形で名義を出させてほしいということと、印刷物に名前を入れてPRをしたいからどうかということでございましたので、協賛という形で許可というか、御了解をさせていただいているということで、今進んでいるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

この生物多様性の理念の中で、生態系を守るというところで、嬉野市においては、やはり嬉野市内を流れる河川ですよね、大きいところでは塩田川がありますし、あるいは浦田川があります。いろんな河川、2級河川、3級河川あるわけなんですけれども、結局このあたりの浄化ということについて、このあたりがやはり大きく絡んでくるんじゃないかなと。今NPOの方が、まずは佐賀県が手を挙げることによって、佐賀県を生物多様性の特区にしたいということで頑張っておられるわけですよ。そうなれば、佐賀県の今後のために、大きく飛

躍するために、こういう取り組みはやはり先取りしてでもやっていかなければならないという気がしてなりませんので、市長は今、協賛についても了解をしたということですがけれども、これは各市や町、あるいは県のほうと連携をしながら、できれば国のほうから生物多様性の特区になるような、そんな取り組みに私は広げていただきたいという気がするわけなんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

主催をされている方からのお話といたしましては、なぜこれをということの話でございますけれども、一応基本的には議員御発言のようなことですね、考えておられますけれども、やはり有明海という非常に多様性のある内湾を佐賀県は持つておるといふようなことをひとつ焦点に当てて、取り組みをしていきたいということでございましたので、私どもとしては有明海の河口にはありますけど、湾岸ではないわけでございますが、流入河川もありますので、一応協賛をしましょうということになったわけでございますが、そういう点では、名古屋のほうも有明海と同じような海を持つているわけでございますので、そういう点では共通性を感じられたのかなというふうに思っておるところでございます。

また、県のほうにも多分話をしておられると思いますので、またほかの市、町にも幾らか声もかけておられるということでございますので、そういう機会があれば私としても、ほかの市町村がどのように扱ったか尋ねてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

先ほど申し上げたように、やはりこういうふうなところを佐賀県として先取りをしていただきたいという気持ちがあります。それが物になるかならないかというのは、やってみなければわからないと思うんですよね。ですから、とりあえずやってみようという行動をやっていただきたい、そのようにお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで神近勝彦議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。3番田中平一郎議員の発言を許します。

○3番（田中平一郎君）

議席番号3番田中平一郎です。本日は、傍聴席の皆さん、お忙しい中に御出席いただきま

して、ありがとうございます。最後までよろしく申し上げます。

今回、私、4点につきまして一般質問をさせていただきます。

一番最初に、地域福祉施設についてからお尋ねをします。先般、私、文教厚生委員会に属しておりまして、うちの委員長のほうから報告書で3日に報告がなされたと思いますが、あえてこの地域福祉施設について質問させていただきたいと思います。

現在、高齢化社会が進んでいる中、嬉野市においてはNPO法人を中心とする託幼老所、託老所、地域共生ステーションなど、地域の高齢化に対する支援などが行われております。

現在の老人ホームは満室状態で、入所待ちは100人から200人ぐらいと聞いております。今後は施設の増設が必要かと考えますが、介護をする人件費についても、運営が非常に厳しい状況の中で、無償で対応していることも多いと聞いています。「人にやさしいまち嬉野」を目指しているのであれば、各施設の問題点を、行政としても改善や支援すべきところを、嬉野市独自の制度として設ける必要があるのではないかと考えます。

また、施設からの要望として、入居者の送迎に使用する軽自動車、介護支援者の軽自動車税と法人税の免税、2つ目は、地域福祉施設を新たに立ち上げる法人に対し、福祉に理念を持った団体か利益追求の団体か、厳格に見きわめてほしいなどが上げられております。

運営が厳しいため、職員が無償で時間外業務に従事していることについて、どう考えておられるのか。2、施設からの2点のそういう要望について、どう思われるのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、陳情の処理状況について。

地域の方からは、陳情しても、何年も前に陳情をしたが、その後何の返答も来ない、どうなっているのかわからないなどと聞きます。嬉野市においては、合併後にどのくらいの陳情書が寄せられているのか、また、それはどんな順序で処理しているのかお伺いいたします。

次に、道路拡張整備について。

東部地区においても、農業振興対策と言いながらも、道路の老朽化と幅員が狭く、また、車の量も多く、おまけに通学路であるため、そして、農業機械の離合もままならない道路が多く存在しています。市道東袋線や袋八本谷線では、路肩が一部崩壊し、非常に危険な箇所もあります。農業振興対策としても、道路の整備や小水路の整備が大事かと思いますが、このことについて市長の基本的な考えをお伺いします。

次に、中央公園のフェンスとバックネットについて。

現在、中央公園ではゲートボール、シニア野球、サッカーなど多目的スポーツが行われていますが、グラウンドの北側にフェンスもなく、また、バックネットもないため非常に使いづらいとの声を聞きます。また、ゲートボールの高齢者の皆さんの運動増進を図るためにも、今以上に中央公園の多目的スポーツとして利用を進めるよう、整備を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、この4点について質問させていただきます。あとは質問席にて質問いたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

田中平一郎議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が地域福祉施設について、2点目が陳情などの処理について、3点目が道路拡張工事について、4点目が中央公園についてということでございます。通してお尋ねでございますので、壇上からお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目からお答え申し上げます。

高齢社会が進展し、家族の努力だけでは対応できない事態になっていることは承知をいたしております。また、自治体単独で解決できる課題でもございません。それぞれの機関が連携し合って対応することが求められます。

そのようなことから、高齢社会に対する対応につきましては単独自治体の施策よりも、広域での対応が求められており、介護保険や高齢者対象の保険等につきましても、複数自治体での対応となっておるところでございます。嬉野市でも近隣の市、町と連携をとり、対応をいたしております。そのようなことから、御発言につきましては、広域での判断を加味しながらお答え申し上げたいと思います。

まず、無償での対応につきましては、さまざまな福祉施設であれ、雇用契約を結び勤務されているのであれば、無償での勤務は認められないものと思います。

次に、地域福祉の法人につきましては、さまざまな制度上の規制の中で取り組みをいただいているところでございます。国もそのような前提での特別な施策を行っておりますので、営利追求のみを前提とした福祉団体につきましては、組織化はできないと承知をしているところでございます。

次に、陳情などの処理についてお答え申し上げます。

地域の課題につきましては、さまざまな意見としていただいております。特に多く見られますのは、防犯、安全、道路整備など生活基盤においての要望が寄せられるところでございます。そのような課題もあり、合併直後に大量の防犯灯設置などを行ったところでございます。

返答がないということですが、ほとんど回答はいたしておるところでございます。文書での回答はいたしておらないこともありますが、要望があれば、当該地区の役員の皆様などと協議をさせていただきますので、現場での協議を行わせていただく場合が多いと考えております。できていないものがありましたら、対応をさせていただきたいと思います。

合併以降、要望につきましては、多数、多岐にわたっておりまして、道路関係だけでも約400件以上に上っておるところでございます。各議会などには予算をお願いいたしますが、

現在まだ追いつかない状況でございますので、今後も努力をしてまいりたいと思います。また、処理の方法につきましては、現場確認をさせていただき、緊急性、安全の確保など、また、補助事業などへの取り組みを加味して、できるだけ取り組むようにいたしております。

次に、道路拡張工事につきましては、御指摘の箇所を初め、多くの市道が整備を必要としているところでございます。また、水路につきましても同様でございます。嬉野市発足以来、できる限り取り組んでまいりましたが、御指摘の箇所以外にも多くありますので、今後も取り組みを加速させるよう、努力してまいりたいと思います。

次に、中央公園の課題についてお答え申し上げます。

中央公園につきましては現在も多目的に利用がなされております。御承知のように、スポーツはもちろんでございますけれども、イベントや集会などにも御利用いただいております。市役所といたしましても多くの皆様に御利用いただけるよう管理をいたしております。さまざまな施設整備の話もありますが、現状の方法が、より多目的に利用できるものと考えております。もちろん安全に御利用いただくための整備は、引き続き行ってまいりたいと思います。

以上で田中平一郎議員のお尋ねについて、お答えいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

中央公園のバックネットの件についてお答えを申し上げます。

本市では、幼児から高齢者まで、生涯を通じてスポーツを楽しむ健康増進を図るため、生涯スポーツを推進しております。中央公園多目的広場もグラウンドゴルフやゲートボール、サッカー、ソフトボール、シニア野球等、スポーツを通じて仲間づくりや健康づくりのため、多くの市民の皆さんに御利用いただいております。

バックネットの件につきましては、移動式のバックネットを設置しております。中央公園は多目的広場でありますので、固定式のバックネットを設置しますと、いろいろな競技に支障を来すと思われまますので、移動式のバックネットを設置しております。

次に、北側のフェンスの設置につきましては、関係課と協議したいと考えております。

また、議員御指摘の、高齢者の皆さんの運動増進を図るための整備につきましては、御利用の皆さんからも意見を伺いながら、検討していきたいというふうに思っております。

以上でお答えにします。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

まず、順序をもって質問させていただきますけど、地域福祉施設についてですけど、7月

26日に私たち文教厚生委員の皆さんで、視察兼関係者の皆さんと対話集会を行いました。その中で、この託老所の実態、あるいは今後の運営のやり方など、いろんな話を聞きまして、やはり大変だなと痛感してまいったところでございます。公的な老人ホームとか、そういう老人福祉センターとかの大型の組織の中では、国、あるいは県の補助があるかと思えますけど、こういう小さな託老所なんかは、その設置につきましては、調べましたら、2分の1の補助があるとなっておりますけど、運営している管理は補助がないということも聞いております。そしてまた介護をする皆さん、それも時間外給料が出ない、そういういろんな問題を話した中で、今後どうしていったらいいのかということのも大きな問題かと思えます。

これからは昭和21年か2年に生まれた方、団塊の世代と言われますけど、これがあと10年、15年になったときに、一番老人がふえる時期になるかと思えます。これはもう皆さん御存じのとおりかと思えますけど、やっぱりそういう中で大きな箱物の施設をつくりますと、それ以上に何億円、何十億円という金がかかってくるかと思えます。今後はそれを軽減するためにも、小さな託老所、預かり所、そういうのがまたふえるのが当然だと思えますし、また、大事かと思えます。そういう中で嬉野市独自の支援の方法はないものか、その辺を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

託老所の状況については委員会の報告もあつたとおりでございまして、承知をいたしております。また、託老所の課題等につきましても、以前からも承っておりますので、非常に厳しい中で御努力をいただいておりますというふうに思っております。

ただ、嬉野市独自でということになりますと、またさまざまに課題が出てまいります。こういうふうな高齢対策とか、また、介護の問題とかいうものは、できるだけ広域で取り組むことが必要だろうと思っておりますので、今承った意見等につきましては、いろんな機会に県等にも伝えて、県全体でやはり均一化したサービスというものができるように努力をしていただくということが大事ではなかろうかなというふうに思っておりますので、このショートステイとか託老所ということにつきましては、県の事業の中でも目玉として扱われておりますので、私どもとしては、ぜひそういうふうな形で意見を通させて、伝えさせていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

今、市長の答弁もありましたように、この件についてはなかなか難しいと言いながらも、やはり何かのフォローをしてやっていただきたいなど私自身も思っております。できれば何かいい方法があれば、また支援などをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、陳情の処理状況についてお伺ひいたします。

前に壇上でも申し上げましたように、陳情書については、何年も前に陳情したが、その後、どうなっているのかというような、住民の皆さんから声を聞きますので、再度――再度というか、初めてこの陳情書についてはお伺ひしたわけですけど、市長の答弁の中にもありましたように、緊急を要する場合は早急に処理をすると、その順序というものが私もよくわかりませんでしたので、これもなるだけなら住民の皆さんに負担がかからないように、順序を持ってしていただきたいと思ひます。

そしてまた道路拡張整備についても、東部地区は特に農業地帯でありますし、ここに掲げて今言いましたように、道路が非常に狭いです。大体村道が市道に昇格されておりますけど、市道というのは幅4メートル以上となっております。そこは調べて、ちゃんとしましたけど、今は車も多く、それで農業機械も少し大型化してしまひて、それで、老朽化で路肩が崩れておひまして、離合ができない状態なんですね。これはもう20年以上、整備されても、今は崩れて子供たちが一回田んぼに落ちた経験もございます。大事には至らなかったんですけど、そういうふうで危険箇所がいっぱいあるものですから、再度こうやって一般質問させていただいて、陳情書についてのお願ひをしているわけですけど、これもなるだけ徐々に整備をしていただきたいと思ひます。

先ほどの中央公園のフェンスとバックネットの件ですけど、私もちょっと見に行きまして、北側のフェンスがまずありません。ここは、先ほど教育長のほうからも答弁ありましたように、多目的スポーツの場でありながら、高齢者のおじいちゃんおばあちゃんがゲートボールをしようとするときに、ボールがあっちに入ってしまったら、追っかけていきよって、倒れてけがでもしたら、また大変になります。だから、あそこはやっぱり必要かと思ひますね。ボールが行ってもはね返って、手前に出てきて、そこでとまれば、おじいちゃんやおばあちゃんたちも草むらの中までとりに行かんでよかけんですよ、だから、そのところも考えて、早急にあそのフェンスだけでもしていただきたいと思ひます。いろいろ小言を私は申しませんが、重要なことを大きく言って終わりたいと思ひます。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで田中平一郎議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで2時35分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

11番田中政司議員の発言を許します。

○11番（田中政司君）

議席番号11番田中政司でございます。議長の許可をいただきましたので、先ほどの副島議員からありましたけれども、私も余りぶれない程度、通告書に従いまして、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

一般質問に入ります前に、まず御報告といたしますか、お礼を申し上げたいと思います。と申しますのは、せんだって本年、奈良で開催をされます全国のお茶まつり、その蒸し製玉緑茶の部におきまして、見事当嬉野市が産地賞を受賞いたしました。ありがとうございます。本日、九州大会の審査が終了いたしましたして、これまた蒸し製玉緑茶の部、それに釜炒り製玉緑茶の部において、それぞれ1等1席を取りまして、また産地賞も取れたという情報が入ってきております。これに携われました生産者の皆様の御努力と、それに関係者の皆様方の熱意に敬意を表しますとともにお礼を申し上げたいというふうに思います。そういうことで非常にうれしいニュースが飛び込んだ後、私の一般質問を行いたいというふうに思います。

今回、私は教育の問題、それと観光の問題、嬉野茶の外国における登録商標の問題、この大きな3点について質問をいたします。

まず、教育の問題ということについて質問をいたします。

まず、1点目に2学期制ということについてでございますが、現在、嬉野市内の8つの小学校と4つの中学校、全校におきまして、いわゆる学年2学期制という制度が導入をされております。取り組みが早い学校におきましては、旧嬉野町時代の平成16年から実施されており、合併後の18年からは市内の全小・中学校で実施をされております。長いところでは6年が経過をしておることになります。2学期制の取り組みにつきましては、当時、議会におきましてもそのメリット、あるいはデメリット等につきましているいろいろ議論がなされたわけでございます。

そこで、市内全校が取り組まれて4年が経過した現在、そのメリット、デメリットについて学校関係者、あるいは保護者、子供たちにおいて、それぞれどういう状況なのか、まずお尋ねをいたします。

次に、この2学期制の今後の継続ということについてでございますが、当時、学校も週6日制から週5日制というものに移行をし、いわゆる限られた日数の中で授業時数をいかにして確保するかというその1つの手段としてこの2学期制が注目をされたわけでありまして。しかし、ここへ来て余り耳にしなくなったというような気がしておるわけでありまして。調べましたところ、平成22年度現在、県内での実施校を見てみますと、小学校では本校、分校合わせまして183校ある中の嬉野市内9校と武雄市14校の23校、率でいきますと12%。中学校に

おきましては、本校、分校合わせまして96校ある中の嬉野市内4校、武雄市5校、伊万里市2校、有田町1校、唐津市1校の計13校、率で13.5%が実施をしているという現状であります。

私としましては、取り組んでおられる学校はもう少し多いのかなというふうに正直思ったわけですが、調べましたところ、非常に意外と少ないという数字に驚いているというのが正直なところであります。また、県内でもいち早く取り組まれました伊万里市の山代中学校、また有田町の西有田中学校ではありますが、その伊万里市内、有田町内、この小学校におきましては、まだ1校も実施をされていないという状況であります。こういう現状から見たときに、実施されていない学校におきましては、以前からデメリットとして上げられておりました通知表が3回から2回に減るという問題、あるいは今まで行われてきた日本の風土ならではの教育の習慣、いわゆる季節感が薄れ、めり張りが無い教育になってしまうのではないかと、そういう要因があるものだというふうに思われます。

そこで、嬉野市内の特に小学校におきましては、再度、2学期の意義、メリット、デメリットというものを学校サイドだけではなく、保護者や子供たち、あるいはそれに2学期制の学校を卒業した、いわゆる卒業生もおられるわけですから、そういう方の意見も含め、再度検証し、今後、検討をされてもよいのではと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

2点目に、学校教育における新聞を活用する、いわゆるN I Eという取り組み、これにつきましては、ニューズペーパー・イン・エデュケーションという英語の略だそうですが、このN I Eの取り組みについて質問をいたします。

新学習指導要領でも言語力の充実というものがうたわれている中、2009年度におきましては学校教育に新聞を活用する、いわゆるこのN I Eに全国では536校の実践指定校が取り組まれており、県内でも小学校が2校、中学校が2校、高校が1校、計5校が指定校として取り組まれております。子供たちの読解力の低下や文字、活字離れが心配される中、N I Eの全国大会におきましては、新聞を授業に取り入れることで子供たちの思考力や判断力の向上につながるという実践発表や、取り組みを通し新聞を読むのが楽しくなった児童がふえたり、自分の言葉で文章を書くなど、感想文の内容が充実したなどの事例も報告をされておるところであります。

非常にこのN I E、子供たちにとって大切な取り組みかというふうに思いますが、嬉野市の学校においてもぜひ取り組むべきというふうに考えるわけですが、現在、この状況と今後の取り組みについて教育長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、本年6月議会で予算化をされました電子黒板、これについて質問をいたします。

この電子黒板につきましては、授業に活用をする際、子供たちの集中力が増し、学力の向上が見込まれるということや、子供たちの情報活用能力の向上など一定の効果が期待をされています。しかし、それにはいわゆる電子黒板を利用する先生たちの授業能力と申しますか、

そういう活用技術、これの向上が重要となってくるわけであります。今回、導入に際しまして、教育部局として先生方のそういう活用技術向上のため、どのような対策をお考えになっているのかお尋ねをいたします。

以上、教育問題についての質問は終わりますが、再質問及びあとの質問につきましては質問席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

田中政司議員のお尋ねについてお答え申し上げます。お尋ねにつきましては、教育問題についてでございます。各項目につきましては教育長へのお尋ねが主でございますので、最初だけお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の嬉野市内の教育環境につきましては、市民の皆様の御理解をいただき、充実をしております。また、学校現場におきましても、各種の研究事業や地域コミュニティへの参加など積極的に御努力をいただいているところでございます。成果といたしましては、今議会開会時に申し上げましたが、各方面にわたっておるところでございます。また、今回の全国テストへの今後の課題といたしましては、国語のある部分での点数の低下はありますが、全般的には今の方法で継続していければ課題解消できるものと考えておるところでございます。

お尋ねの個々の件につきましては、教育長からお答えを申し上げます。

以上で田中政司議員のお尋ねについて、お答えといたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

教育問題について3点お尋ねでございますので、3点通してお答えを申し上げたいと思っております。

まず、初めに、学校の2学期制についてでございます。学校の2学期制の実施につきましては、嬉野市内の学校におきましては7年目、塩田町内の学校におきましては5年目を迎えているところでございます。また、これまでに議会の文教厚生常任委員会で、平成19年6月26日と平成20年7月28日の2回にわたり、市内の校長11名とそのときの文教厚生委員のメンバーの方と、教育問題と題して学校2学期制についてお話を交わして意見を交換されていると思っております。

そのとき、多分田中議員は文教厚生委員のメンバーでございましたので、十分熟知だというように思いますが、あえて答えさせていただきたいというふうに思いますが、その常任委員会の議事録を後日、読ませていただきました。各委員さんからいろいろな御意

見を拝聴しましたけれども、その2年にわたる討論の中ではほぼ御理解をいただいているものと読み取ることができたものでございます。私どもとしては、特に旧嬉野町のほうでは定着しつつあるという感を持っているところでございます。

そこで、議員お尋ねのことについてでございますけれども、よい点についてということでございますけれども、大きく4点ぐらいを申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、授業時数の増加による徹底した学習指導、じっくりと学習に取り組むことが可能になった点であります。例えば終業式、始業式などの学期末、学期初めの行事関係から時間が生み出され、夏休み、冬休み直前まで十分に落ち着いた授業ができており、この休み直前でも学校行事を計画しようとするれば十分できる時期になっているということでございます。また、新学習指導要領では授業時数が増加しますが、その増加した時間に十分に対応することができる時間設定であります。

それから、2つ目ですが、長期の休みが学期に入りますことから、休み中の学習や生活がより充実できます。生徒指導上の問題が発生しにくく、減少しております。

3つ目ですが、長い学期を生かして、評価がより充実し、指導に生かすことができます。指導と評価の一体化を実行することができるということでもあります。

4つ目に、中学校においては特に7月の中体連前に十分な練習時間が確保でき、最終年の生徒もその成果を発揮できるととらえております。このことについては、今年度の中体連の成績が証明しているものと思っております。

次に、悪い点というようなことでございますけれども、私どもとしては悪い点というよりも、むしろ課題といたしております。それは、3学期制では長期休業前に渡しておりました議員も発しておりました通知表についてでございます。通知表にかわるものとして、児童・生徒の学習の到達度を示し、学習の意欲づけを行う評価物や、夏休み入ってすぐに実施する個人面談など、さらなる充実を考えております。

それから、その次の2つ目で、3学期制に戻す考えはないかということでございますけれども、今申し上げました課題あたりを克服して、前向きに進んでおります現在は、2学期制のメリットが全国学力・学習状況調査や佐賀県学習状況調査でも結果としてあらわれているととらえております。また、授業時数の確保によって、より充実した教育活動や授業の実践ができると考えておりますので……。それと同時に、全国学習状況調査等の正答率で、さきの新聞等で表示をされておりました青森県、福井県あたりでは全市で2学期制が導入されておまして、10年以上経過をしております。そういうぐあいに聞いております。したがって、現段階では3学期制に戻すことは考えておりません。

次に、新聞記事を学校教育へ取り込む事業についての嬉野市の取り組みについてであります。嬉野市におきましては、新聞活用の取り組み、N I E教育ということで呼んでいますけれども、平成22年2月に市内の校長研修会において、ある新聞社から新聞活用の出前授業

について御説明をいただきました。新聞活用の授業を取り入れることにより授業の広がることを研修し、推進を図ることを確認したところであります。

これまで市内の2つの小学校において新聞の読み方、つくり方、児童にわかりやすい説明をいただきました。また、その他では、新聞活用については、例えば中学校では新聞の有明抄あたりを取り上げて感想文や意見を取り上げて活動をする。あるいは読む力、考える力、書く力の国語力を高める取り組みを行っております。さらに出前授業を受けて、新聞のつくり方に沿って学習内容をまとめる新聞づくりを行っております。

今後の取り組みにつきましては、嬉野っ子輝きアクションプラン22というのがありますけれども、その中にプロジェクト4という部分がございます。これでございますけれども、このプロジェクト4の中にどんな位置づけをしているかといいますと、家庭で本や新聞等を使って読書習慣の定着を図るということについても取り組み中でございます。今後、さらに新聞等の活用について、NIE教育については進めてまいりたいと考えております。

3つ目は電子黒板についてでございますが、電子黒板を使う先生の授業能力については、指導法の研修と学習ソフトの充実がかぎを握っていると考えております。指導法の研修につきましては、佐賀県教育センターの電子黒板の研修や研究指定校の研究発表会等の参加を要請しております。また、学習ソフトについてもデジタル教材の使用や実物投影機の使用等によって学習効果を高めたいというふうに考えております。

以上、お答えとしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは再質問をさせていただきます。

教育長おっしゃるように、私も文教厚生委員会のメンバーとして、当時、教育長と論議、詮議したのは確かであります。そういう中で、2学期制について再質問させていただきたいと思えますが、まずこの2学期制を始められるときには、いわゆる試行期間ということで始められたと私は認識をしておるわけですが、現在、試行期間なのか、それとも試行期間ではなくて正式な実施期間なのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

試行期間か本当の本格実施の時間なのかということでございます。普通、通常試行期間で一、二年から3年ぐらいのものではないかと思えます。そういう点でいきますと、合併して旧塩田町も18年からスタートしておりますので、スタートのときは塩田においてもやはり試行期間でスタートをしておりますので、現在でいえば本格実施の部分に当たると思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

現在、試行期間を過ぎて本格実施ということでございますが、じゃ、試行期間から本格実施になるときに、いわゆるやってみて、その結果と申しますか、どういう状況だったのかということはどういう形で本格実施へ踏み込もうというふうに思われたのか、お聞きをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

2学期制の実施については、学校長の教育委員会のほうに申請をしていただいて承認ということになりますので、最終権限は校長にあるわけですが、ただ統一したほうがいいという校長等の研修会の中で過去に出ておりましたので、統一することでいこうということになっておりますので、そういったことが中心になって、各学校でそれぞれその当時のPTAの方等についての説明を申し上げて、特にメリットについて、デメリットについて話をし本格実施の部分に入っているというふうに認識をしております。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

じゃ、そのときのその検証というのが、あくまでも学校サイドとしてやってみた、学校サイドとして非常によかったと、だからいきますよという保護者に対する説明だったと理解していいわけですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

毎年度、保護者の方についての説明は、年度初めの4月1日ですが、2学期制についてのメリット等については十分説明をするようにということで指示をしておりますので、私どもとしては2学期制についての説明は十分できているというふうに思っております。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

説明は確かにできていると思います。が、しかし、私が申し上げたいのは、いわゆる試行期間で本格実施に移るときの検証というのが、果たして学校サイド側からだけの説明が検証

になるのかなということなんです。そこに保護者からの意見、アンケート、先ほど申しましたけれども、それに携わって卒業した卒業生も、そのときはまだ一、二年ですからどうかわかりませんが、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとか、そこら辺まで、いわゆる意見を聞いた上での検証だったのかなということに疑問を感じるわけです。そこまでやったんですかということです。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

おじいちゃん、おばあちゃんではなくて、保護者にしております。おじいちゃん、おばあちゃんを対象ではございません。したがって保護者に聞いておりますので、その中におじいちゃん、おばあちゃんが入っていたかどうかまでは把握しておりませんが、そういう認識をいたしております。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私が申し上げたかったのは、地域の人というか、そういった意味で申し上げたわけなんです。じゃ、保護者の方からの、いわゆる意見というものをどのようにして把握をされたのか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

幸い保護者の方の御意見は、PTAの組織がございますので、PTAの運営会の中に提示をされて校長先生あたりは状況を得られております。特にメリット性については出されておりますし、議員が発しておられます通知表が1回減ることについても、どのように対処をしていくかということで、通知表にかわるものの具体例あたりも示しております。私のほうでも通知表にかわるものについては冬休み、夏休み、それぞれ各学校どのようにしているかということについては確認済みであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

先ほど、教育長答弁ありましたけれども、私は2学期制に対して完全に異を唱えるものではないんですね。ただ、今回、2学期制になってここ6年、7年目ですか——5年目と7年目ということなんです。いわゆるそこまでの持っていく方といいますかね、そこら辺を質

問しているわけです。といいますのは、これはせんだって、夏休みがあつて、新学期が始まるときに、ほとんど学校では2学期が始まりましたという報道があつたんですね。NHKにしろ何にしろ、ほとんどの学校で2学期が始まりました。ある保護者の方から、全部2学期制やっけんが2学期じゃなからうもんという問いがあつたわけです。いやいや、違うよと。ほとんどの学校はまだ3学期制だよと。そしたら、嬉野市だけ2学期制というやりとりがあつたんです。だから、私が申し上げたいのは、先ほど2学期制のメリットというものを説明されたというふうにおっしゃいましたけれども、そこら辺の周りの状況とかいうものは保護者の方に多分報告をされていないんですよ。

だから、保護者の人はまだまだ本当に、特に小学校の低学年をお持ちの保護者の方、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんあたりがおられる方、そういう御家庭については、やはりまだまだ昔の日本古来のといいますか、そういう教育習慣の中での3学期制にこだわっておられるところがあるわけです。それは、やはりいい面というのも当時から言われているわけですが、日本の風土、春夏秋冬ある中でね、そういう子供たちにメリハリをつけた教育というのは大事なんじゃないか。だから、3学期制のほうがいいんじゃないか。だから、ふえていかないのも、多分そういう理由があるからふえていかないというふう思うわけです。

だから、私が申し上げたいのは、そういう県内で本当にどれぐらいの学校が実施しているのかどうかというような実情を知らない保護者の方がまだたくさんいると。そういう方にもそういう数値をお示しして、そして再度検討をするべきじゃないですかということをお伺いしているわけです。いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

議員は佐賀県の状況でございますけれども、全国では22年度現在、中学校では4分の1、大体25%程度あります。15年からスタートしておりまして、各年度ごとに5%ないし3%ふえていっております。小学校では22%強でございますので、約5分の1程度ということで、全国で佐賀県のベースよりも進んでいるということですね。そういうことでいくと、そこにはやはり授業時数の確保という点がございまして。しかも新学習指導要領に基づいていきますと、やはり授業時数が10%ふえるわけですので、これからのことについてはやはりそこら辺のことも出して具体的に授業時数、新学習指導要領についても対応していく必要がございまして、そういったものについては十分データを出しながら御説明はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

試行期間は一、二年だろうと。今、全市内の小・中学校を実施しているから本格実施だというふうな教育長の判断ということでございますが、嬉野市立学校の管理に関する規則というものがございます。この第29条に、学年を分けて次の3学期とするという規則がありますね。1学期、4月1日から8月31日まで、2学期が9月1日から12月31日まで、第3学期が1月1日から3月31日までというふうな第29条の第1項。第2項に、「校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、教育委員会の承認を受け、別に学期を定めることができる。」ということになっています。私はこの規則の第2項での2学期制での実施ということだろうと思いますが、これは試行のときはこれでいいと思うんです。教育長が本格実施を今行っているという、そういう見解なら、この規則に違反をしているんじゃないですかというところもある。どうお考えですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたします。

その第29条の2項に従って、学校の校長先生が申請をしてもらって、そして教育委員会で認可をすると。申請、認可ということで、現在のところっております。

したがって、今年度の指導計画の中に、実はその条文について、今の第29条については見直しをする。現行で今進めております。したがって、できれば来年度からと思っておりますけれども、2学期制をそこにきっちりと、出てきておりませんので、条例上、管理規則の中に位置づけて考えていきたいというふうに今、原稿を作成中でございます。現状はその2項の状態でいっているということですね。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

この2学期制、教育長の非常に熱意ある教育というのはわかりますし、私も先ほど申しましたけれども、2学期制を全否定しているわけではございません。ただ、これがあくまでも教育サイドの一方的な、要するにいいんだよと、いいよという——2学期制を取り入れたことでこんなによかいですよ、こんなによかいですよというだけの説明だけじゃなくて、やっぱり実際その保護者に対して説明、いわゆるいろんな情報を出して、ほかの学校ではこうです、こうです、そしてもっと意見を吸い上げられるような、そういう体制をつくって、そして先ほど課題とおっしゃいましたけれども、通知表の問題、課題として持っておられるわけですね。

そこら辺の私が申し上げている、いわゆる私たちのときには通知表というものがやはり1つの何と申しますか、めり張りだったわけですね。1学期が終わって夏休みになって、通知表をもらって帰って、ああ、よう頑張ったね、ああ、これで夏休みはまって遊んでよかたいね、また2学期も頑張らねばね。いわゆる教育サイドで考えられている教育と……。やはり保護者、家庭でのそういう教育をやる時に、3学期制のときには通知表というのが1つの目標みたいどころがあったわけですね。そこでめり張りというものが我々はずついていたんじゃないかなという気がいたします。そこら辺のことも、やはりそれが1つの課題だというふうに思うわけですね。

そこら辺を十分考えて、ぜひ進んでいってほしいということをお願いしたいと思えますけど、最後それについて。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

通知表についての御意見でございますけれども、通知表がゼロになったわけじゃありません。1回減ったことでございます。したがって、いわゆる評価の仕方、相対評価から絶対評価に変わってきているわけでございますので、教育の流れも変わってまいっております。したがって、時代に合った教育のスタイルというのが必要ではないかというふうに思いますので、今のところでは議員の発言の中に、説明あたりを十分に、佐賀県の状況、全国の状況等を踏まえて、しかも条例等で対応できるような形でという御指導でございますので、そういうことを踏まえて新しくまた検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは次の、いわゆる新聞という題材を教育に取り入れた教育というNIEという取り組みなんですけど、出前授業に嬉野も過去2つの小学校で実施をされたということでございますが、そのとき実施をされた昨年度の出前授業の報告書等は資料としてあるんですが、嬉野市で実施をされたときの評価と申しますか、学校の先生あたりの評価等が出ているわけですが、そういう資料があらわれましたら、その点どうだったのかお聞きをしたいと思いますけど。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今年度、昨年度はお持ちだということですので、ことし塩田小学校で6月30日、実施をしております。その内容を見ますと、作文の例と新聞記事の例を出して、いわゆる新聞記事の

特質、書き方の特色がありますよね。記者さんいらっしゃいますけれども、まず最初に言いたいことをぼんと言って、そして三角ピラミッドのような形で内容を書いていくということで、作文は起承転結というのがございますので、そういったものとの違いあたりを中心に指導していただいております。そして、新聞の成り立ち等も含めて出前授業をしていただいております。

したがって、子供たちが壁新聞等あたりをつくるときのつくり方の活用ということで活用しているようでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

出前授業には、本年も塩田が取り組んだということでございますが、いわゆるN I Eの実践校になると、ある一定期間、新聞が学校の方へ来て、その新聞を活用して、社会あるいは道徳、そういういろんな中で実践校として授業に活用するという内容になっておるようですが、どうせ出前授業というのは佐賀新聞社がやっておられる授業だと認識しております。N I Eというのは、そういう団体と申しますか、そういうところがやっておられるわけですが、どうせならN I Eあたりにも取り組んでみようかなと——これは多分学校なのか、あるいは先生なのかというところがあるかと思いますが、教育委員会として、そういう何と申しますか、状況等はないのかお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

N I Eの研究に取り組んでみてはということでございますけれども、ことは国民読書年の年です。そういうことから、私どもとしては読書活動の推進の中の1つに、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、プロジェクト4の中に、家でも新聞を読もうというようなことで、読書ばかりじゃなくてという表現で入れておりますので、まず学校にはことしそういう問いかけをしておりますので、それぞれの学校でも取り組みは進めております。

例えば教育委員会では読書のすすめと申して、こういうふうにして新聞記事あたりを——有明抄あたりを切ってつないで、そして解説をしたり、例えば1票の格差あたりを書いて読み取っていくというものであったり、それからゲームの差についてということで、セリーグ、パリーグの差の読み方とか、こういうものも市の教育委員会の指導主事がつくって学校に発信をしております。

したがって、こういう形で教育委員会、学校においても、例えば嬉野中学校あたりの例をお示ししますと、1年の社会科でも現状は取り組まれているわけでございますけれども、国

語科あたりではコラムや解説等をよんで、ひらがなのところを漢字に直すとか、そういったものあたりもしております。それから、総合学習あたりでも取り組むというようなことで、今後のNIE活動については、今、地に着いたところというふうに言っているのではないかと思いますけれども、新聞教材としての活用は非常にメリット性が高いわけですので、そういうことで取り組んでいるところでございます。

したがって、今ばかりじゃなくて、過去、私も社会科の教員でしたので、3年の公民分野では毎時間、政治分野のところでは政治に関する問題も5分輪番回して報告をして感想を述べるというようなことも取り組んできておりますし、現在、今すぐ始まったことじゃなくて、そういうのも市内の学校の社会科の教諭あたりは現在取り組んでいる状況もでございます。以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですが、先ほど教育長のほうからもありましたけれども、新学習指導要領、この中でも小学校の国語、3、4年、学級新聞などにあらわしたりする。5、6年におきましては編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読む。小学校5年、放送、新聞などの産業と国民生活とのかかわりとか、こういういろんなところで新学習指導要領の中にも新聞とのかかわりについて出てきておるわけです。だから、来年度からは小学校、再来年度、中学校、いろんな意味で新聞を活用した授業というのが当然必要になってくようかというふうに思っておりますので、はっきり申し上げまして、私もちょっとしらべましたら、NIEに取り組んだ場合、やはり実践校になると研究発表等の負担というのが先生方にかかりかかってくる。そこら辺で、やはりなかなかいま一つ実践校に手を挙げられない事情というのがあるというふうに私は理解をしたところであります。

しかし、それは教育長、あるいは市の教育部局の判断、理解等でぜひ子供たちにとっては新聞を使った教育というのは非常にいい教育じゃないかなと。ぜひ、実践校になって、目いっぱい新聞を使った教育というものをやっていただきたいということをお願いしておきます。

そこで1つお尋ねをしたいんですが、この新聞を今学校、いわゆる小学校、中学校でどこにどのように配置をされているのかというのについてお尋ねをしたいんですが、新聞は当然学校でとっておられると思うんですが、どこに新聞があるのか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、新聞の主に置き場所ですね。大きい学校では2種類取っていますね。嬉野小と嬉野中、それからそれ以外のところでは1種類を取っております五

町田小に限っては分校、本校がございますので、そこにそれぞれ取っております。大野原は小学校、中学校、別の予算で取っておりますので、それは僻地校ですので、僻地新聞がございます。ということで、そういった配置状況です。主に——主というよりも、ほとんどすべての学校で職員室に置いております。そして、必要なときに今のような有明抄でありますとか、ああいうものをコピーして、そしてそのコピーをしたのを教材として用いると。デジタルにしている。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

要するに、新聞を活用した授業というのを皆さん実践されたり、本格的じゃないにしろ、何回かは使ったり、そうしながら新聞というものが図書館にないと。要するに職員室にあるということは、子供たちが、じゃ、自由に見ようと思っても自由に見れる状況ではないというふうに把握をしますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

置き場所についての御指摘でございますけれども、職員室に置いてありますので、子供が自由というわけにはいきません。したがって、そういう点については今、市費で一応購読料は出していただいておりますので、そこら辺についてはやはり今後考えていかなくちゃいけないと。新指導要領では導入されることになっておりますのでね、そんなふうに思っております。そうすることによって、例えば私は置く場所については図書館にばかりじゃないと思います。例えば嬉野中でいきますと、玄関正面にちょうど湯茶器があります。ベンチがあります。私はそこら辺に置いておけば、もっと利用でき、お茶を飲みながら新聞を読むという家庭の延長になるのではないかというふうにも考えますので、置く場所についても今後、図書館オンリーじゃなくて考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ここにある記事があるんですが、いわゆるN I Eの実践校536校から404校回答を得た中で、学校図書館に新聞があるのは高校でこそ86%、中学校で38%、小学校で35%というのがN I Eをやっておられる学校でそれぐらいの数字だと。問題は何かというと、要するに財政的な面ということなんです。しかし、先ほど教育長おっしゃられましたけれども、来年度学習

指導要領の中で新聞というものを活用しての教育というのに変わっていく。

そういう中で市長にお尋ねをいたしますが、これはぜひ教育部局とそこら辺、話し合いの上、やはり学校で子供たちが自由に新聞を読める環境づくりというのもぜひ必要じゃないかと思いますが、市長の考えはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

原因と結果がどうこうというのはわかりませんが、先ほど申し上げましたように、今回の全国的なテストの中で、やはり読解力ということが少し点数が低かったということでございますので、いろんな形で活字を見て理解をするという習慣づけをしていく必要があるかなというふうに思います。

ただ、今の御提案につきましてはきょう初めてお聞きするわけでございますので、また私どもとしてはできたら取り組めるように、ぜひ努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

電子黒板につきましては、今回、もう買われたんですかね。（「まだです」と呼ぶ者あり）まだですね。今回買われるということで、今後、ソフトの充実、あるいは先生のいわゆる研修というのが課題になってこようかと思っておりますけれども、内容的には資料なんかを見てみますと非常にいいものだというふうに、どこのあれにも書いてあります。また、せんだつては、多久市では市内の小・中学校の教諭30人が見学をし、市内の教育委員会が主催をして、その電子黒板の研修を行ったというふうな新聞記事等もあるようでございます。これは6月9日付ですかね。そういうことで、市内中学校の先生あたり、やはり統一した授業内容となるように研究を重ねて、子供たちによりよい電子黒板の利用ができるようにぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

最後になったんですが、最後といいますか、今までの教育問題、これを振り返ったときに、要するに2学期制の導入というのは週6日制から5日制に変わって、授業時数をとにかく確保しなければならないというのが1つあったわけですね。そして、今度は新学習指導要領でいろんな問題が出てきます。例えば外国語だとかなんだかんだとか出てくるわけですね。そういう中で、また先ほど私も質問しました新聞を使ったNIEへの取り組みとか、要するに学校の先生を取り巻く環境というのは物すごく厳しい状況にあらうというふうに思うわけですよ。ということは、子供たちにとっても非常に厳しいんですよ。

そこで、せんだって、きょう、新聞にも出たんですが、私、先ほど、ある議員から冷やかしの言葉がありましたが、指導農業士というものをやっております、9月2日にその指導農業士と知事との懇談会というものが佐賀市のほうでございました。その場へ出席をしたわけですが、その場で、いわゆる今度学習指導要領が変わると、そういう中で女性の指導農業士の方から、知事さん、そういう中で農業を今から大事に思う教育、そういう総合学習の中で今までは体験とかなんとかを通じて子供たちにやってきた。今度、学習指導要領が変わることによって、ますます農業への理解が薄くなるんじゃないですか。その点、知事さん、何かいい方法ありませんかというふうな問いに対して、知事が答えたのが土曜日ば確保しゅうさ。土曜日、学校に行けるようにしたほうがよかたいというような考えといいますか、そういうことをおっしゃいました。

それに関して、確かにできるぎ、それが一番よかなというふうに私は思ったわけですが、やはりそういう環境の中で、土曜日、例えば嬉野市立の小・中学校、これを土曜日にそういう総合学習であるとか、あるいは外国語だとか、そういう普通の教科と違った特別のところで、いわゆる開校をするとか授業を行うということは、まず可能なかどうか。どこをクリアすればそれが可能になるのか。よその公立学校ではやっておられるところがあるわけですから、どうすれば可能になるのか、教育長、おわかりでしたらお教えいただきたい。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

土曜日に授業をということではないかと思えますけれども、平成14年から学校5日制というのがスタートしたわけですので、その中では家庭と学校と地域がそれぞれ3分の1ずつ役割を分担して子育てをするというのが出てきているわけですので、現在、東京都の中の一部の区では土曜に授業をしているところもございます。そういったところの資料を見てもみますと、やはり土曜日には子供たちが社会教育分野でいろんな行事を地域が組む、そういった授業をした際にバッティングをするということで、非常に問題視されているわけですね。そういうところもございますので、いわゆる法制度上はクリアしているから実施をしているんだと思えますので、そこら辺については今後研究をしてみたいと思えます。

ただ、近くでは太良地区がしております。それは土曜日に自主的に参加をすると。そして、している指導者は市で市民の方を別枠で雇ってするというふうなことでございまして、学校の教師がそのまま土曜日に平常授業をするということではないわけですので、そういったところも参考にしております。

そういったことで、法制度上、どれくらいのハードルがあるのか、今後検討もしなくてはならないところでありますけれども、基本的には14年度の学校5日制を今いっているわけで

ございますので、そういったことも今現在思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

市長にお尋ねを——お尋ねといいますか、お願いをしたいんですが、要するに先ほど申しましたように、非常に教育の現状というのが先生たちにとっても子供たちにとっても本当にぎりぎりのところかどうか、やっておられるような気がしております。その中で2学期制というものがあって、ここにきていると思うわけですが、先ほど申しましたように、知事のほうもそういうふうな発言をされました。学校は市営なんですけど、そこで働く先生たちは県の職員さんなんです。そういうことですよ。学校は土曜日にそういう授業を行いたいから何とか知事あたりをお願いして、県の教育部局等と話をすれば、何とかそこら辺はモデル的にもできるんじゃないかなという気が私はしているわけですよ。ぜひ、そこら辺を知事等に市長のほうからも、これはお願いしておきますが、そういった前向きな検討というものができないものか、ぜひ御相談をしていただきたい、要望をしていただきたいというふうに思いますが、市長いかがですか。（「その前にちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしますけれども、今、21年度の市内の小・中学校の授業確保時数を調べてみますと、2学期制を導入している関係上、いわゆる新学習指導要領の標準時数以上に確保されているわけですね。したがって、そういう視点からいけば、無理やりそれぞれ土曜にまで授業を展開するということは、ちょっと考えにくいということでございます。

したがって、知事さんがどういうふうなお気持ちで言われたかわかりませんが、授業じゃなくて別のような形をとするならば、検討の余地はあるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

何か私立の学校で土曜授業を行っているということは聞いたことございますけれども、現在の状況の中で、今教育長がおっしゃったように、いわゆる5日制というのが定着しておるわけでございますので、知事がどのような趣旨で発言されたのかですね。また、今議員御発

言の指導農業士の方がどういう意味で発言されたのか、ちょっと確認をしないとわかりませんが、例えば今の金曜日までの授業ということで大きな弊害があるというふうには私は余り感じておりませんが、ただ5日制になって何を求めていくのかということが課題だと思いますので、そこはちょっと知事とも1回会う機会がありますので、ちょっと真意を尋ねてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私は小学校あたりがまず3学期制にというのが1つあって、そうした場合にということがあります。やはり私は、これは持論として小学校は3学期制がいい。ただ、中学校に関しては今回、中体連でも非常にいい成績をおさめたわけですが、スポーツ等の関係におきましても中学校においては2学期制は非常にいい習慣だなというふうに思うわけですが、小学校の場合は、特に低学年なんかではやはりまだまだ私は3学期制のほうを推奨している者ですから、そういった場合にはやはり土曜日の学校で、例えば1カ月に2回とか、そういう授業を確保することによって、それが3学期制でいけるというふうなことになるれば、そちらのほうがいいかなという、1つ私のほうの前提としてそういうことを申し上げたということで、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

教育問題はそれで終わりました、次に入ります。かなり長くかかりました。申しわけございません。

次、観光問題についてでございますが、おれは何ば言うとしたかな。観光問題につきましてですが、私は通告書で、要するに昨年、国の経済危機対策、この交付金を使ってプレミアム宿泊券というものが発行をされましたが、その効果について検証されたと思いますが、その検証の結果がどうだったのか、まずお尋ねをいたします。

また、先日、新聞等で隣のハウステンボスにおいて東京のイベント会社が主催をした宝探しの記事が掲載をされておりました。賞金200万円を目指して、2,000チーム9,000人が参加をされたという記事であります。この記事は、当然市長も目を通されたというふうに思いますが、どういうふうに考えられたのか。検討の考えとかがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

観光問題についてお答えを申し上げます。

まず、1点目のプレミアム企画につきましては成果が上がったと報告をいただいております。

ころでございまして、主にはリピーターづくりについての効果を認めておられるところでございます。プレミアムの結果につきましては、落ち込みをカバーする効果として、加えて評価もされているところでございまして、プレミアムにつきましては、まず34軒の旅館が参加をされたということでございます。次、スーパーにつきましては26軒旅館、いわゆる宿泊施設が参加されたということでございまして、今後は再リピートへの努力をしていただくものと考えておるところでございます。

次に、先日行われましたハウステンボスの宝探しにつきましては、報道を通して承知をいたしておるところでございまして、嬉野市の誘客の手段としては非常に興味を持って読まさせていただきました。報道によれば、宝探しの全国の大会などがありまして、たびたび参加されている方も来ておられたということで、一定の顧客層はあるというふうに理解したところでございます。ただ、宿泊は非常に少なかったということでございますので、嬉野市で実施されれば、やはり旅館組合などが宿泊との組み合わせ等を考慮しなくてはならないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私がお聞きしたかったのは、参加された軒数とかじゃなくて、これは担当課にお尋ねいたしますが、数字的なもので、それを使って何名ぐらいに効果があったのかというのをお尋ねします。それによったお客さん、プレミアムとスーパーでどれぐらい集客があったのかというものをお聞きしたかったんです。わかりましたら——わからなかったら結構です。大体の数字でも。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えしたいと思います。

プレミアム宿泊券が、これが6月から11月までの期間ですね。スーパープレミアム宿泊券が1月、2月ということで実施をしております。まず、プレミアムの分でございますけれども、これがプレミアムがついている分が10%で、10千円券に1千円がついたやつが2,196枚出ております。また、5千円券のプラス500円がこれも2,194枚。あと端数もございましたので、1千円券にプラス100円が1万6,946枚ということで、未使用分が大体74千円出ておりますので、ほぼ御使用いただいたということになります。

次に、スーパーのほうでございましてけれども、これは今度は2割プラスですね。10千円券で2,479枚、次に1千円券で2万4,936枚ということで、これもちょっと未使用分が出ており

まして70千円ほど残っております。この券を買われた方は御利用いただいているということになると思います。

次に、使用の旅館、ホテルの集計をしておりますけれども、まずプレミアムの6月から11月分で比較いたしますと、これは前年度との比較ですね。マイナスの0.42%で、ここについてはふえておりません。もっと減ったかもわからないというところで、歯どめがかかったかなと思っております。次に、1月、2月ですけど、これは約4%プラスです。6月から2月までの総トータルでいきますと、約1%の増ということで、通して見れば宿泊数はふえているということでございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

こういう、これは経済危機対策の交付金ということだったので、国からのお金だったわけなんですけど、使った割には効果がなかったというのが、私は正直なところじゃないかなというふうに思うわけです。お客さんをたくさん呼ぶということに関してはですね。

そういう中で、ちょっと関連をいたしますが、先日、9月2日に市内のホテルにおきまして、観光協会の主催だったと思いますが、観光カリスマ山田桂一郎氏の講演会というものが開催をされております。私は出席できなかったんですが、当然市長、また担当課長も出席されたというふうにお聞きをしておるわけですが、その席では山田さんの講演等の感想を短くで結構ですので、お聞かせをいただきたいというふうに思いますが。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

講演会の様子は、今テレビで流れておりますので、聞かれた方もおられると思いますが、私と議長と、お話をいただきまして、午前中の懇談会も参加をさせていただきまして、大変仔細に富んだ話でございました。結論として申し上げたいのは、行政が観光事業とか観光行政ということにつきましても大きなハードルがあるというふうなことをおっしゃいました。ですから、やはり一般の市民の方が観光自体についてもっと十分知識を持っていただいて、そして先頭に立って努力されるようなそういう地域でないと生き残れないというふうなお話が主だったようでございまして、ですから、私どもとしてはちょっと深く考えさせられるところがあったというふうに思っております。行政と観光業というのはやはり営利を目的に――山田先生のお話としては、いかに幾らもうかるのかというのが、最終的には観光として成功するかしないかだというふうな結論でありましたので、やはり行政としては少し考えが先生とは違うということをお聞きからおっしゃいましたけれども、そういうふうな講演で

したので、別の意味から考えさせられるところがあったというふうに思っております。

以上でございます。（「課長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

今、市長答弁のとおりでございますけれども、ちょっと私のほうで気づいたというのは、やはり地域全体で観光地としてとらえて、地域全体でどう持っていくのかということを考えないと、例えば観光は旅館だけの問題というふうなとらえ方をせずに、地域全体で考えていかないと成功しないというお話もいただきました。あと、そういう何か観光以外の方、例えば農業の方でも、ちょっと気づいたことをすぐ感じて実践してほしいとか、それから結果的には自分から動くという姿勢をとらないとだめですよという話もされております。

また、観光地という光を見ると書きますけれども、これを幸せを感じる地、ようするに地域がそのようにならないとよくなりませんよとお話もいただきましたので、いろんな提案をいただいたなというふうにして聞いて帰ってきたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今回、私、通告書に出したのはなぜだ——要するに出したんですが、結局打ち上げ花火なんですね。プレミアムの宿泊券だとか、ハウステンボスのそういうお客さんと呼んでくる。そういうふうにするための打ち上げ花火なんですが、ここにそのときの資料があるんですが、大小の打ち上げ花火はあっても、なかなか定着、発展しない日本の着地型観光。要するに観光地が観光地として——観光地といいますか、その地域が発展していくためには、そこに来てくださいという、幾ら呼ぶための努力をどんどんやっても、その地域自体が、住民一人一人が本当にそこを愛して、そして発展させていくんだという気持ちがないとつぶれていきますよという、多分そういう内容の話だったんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

予算を見てみますと、本年度予算の商工観光費の中で、いわゆる、じゃ、そこに使っているわけですね、そういうものに。例えば商工費の委託料で広告事業、温泉街灯り事業、外国人誘致対策事業、観光宣伝事業、情報発信事業で、負担金として県の観光連盟、観光キャンペーン、観光協議会、観光協会、大会等誘致対策事業。要するにいろんなお客さんをお呼びするための打ち上げ花火的な予算には、市としても予算を使っているわけです。しかし、それを呼んできても、市民一人一人は危機感がないから、なかなかまとまったイベントになっていな

いし、来られたお客さんも全然感動を覚えていらっしやらないというのが嬉野市の今の現状じゃないかなという気がするわけです。

ですから、こんな——私にとって、今市長は行政がどうのこうのというふうにおっしゃいましたけれども、確かに行政がどうのこうのじゃないかもわかりません。しかし、行政として嬉野というこの地が本当の観光産業でつぶれないようにしていくためには、市民一人一人がやはりそこに危機感を持って、じゃ、自分で何ができるのかということ認識させて、そしてそれを取りまとめていく責任は行政にあると私は思うんです。

そういう考えは——私はそう思うんですが、市長、そこら辺はかがですか。どういうふう考えられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も全くそのとおりと受けとめて聞いたところでございますので、一切違いはございません。ただ、非常に勉強になりましたのは、具体的には境港市のことをおっしゃいましたけれども、非常にお客さんがふえてきたと。ただ、お客さんがふえたということで、じゃ、それで行政としていいのかどうかと。だから、私のほうとしては当然お客さんに来ていただく努力をするわけでございますけれども、そこじゃなくて、来ていただいたお客さんがやはりお金を使っただけという仕組みをちゃんとつくっておかないと、観光地としては成り立たないということを強くおっしゃったわけでございます。

私どもとしてはやはり行政は行政としての役割は当然あるわけでございますけれども、先生がおっしゃった、いわゆるピラミッドと申しますか、行政はピラミッドの頭でいいけれども、下の本当にお金をお客様が落としていただくという仕組みはやはり市民の方が一緒になって考えていただかないと、お客さんが来ただけで終わってしまうということが、今の全国の観光地で起きているということで、嬉野市としてはまだそういうことをつくる余地があるというふうなことで、できたら引き続きかかわっていきたいというお話をされたわけでございます、そういう点では本当に結果としてお金が落ちていかないことには観光地としては成長しないというようなことを厳しく言われたものですから、やはり今までの話とはちょっと違うなというふうに課題として感じたということでございます。

仕組みとしては、さっき議員がおっしゃったようなことと全く一緒でございます。要するに行政が組織をつくったにしても、末端のところが一番大事だと。だから、末端を動かすものにつきましては、行政はできるだけタッチしないがいいと。市民の方が自主的に動く組織にしないと決してお金は落ちてこないというふうなお話を強く言われたと。議長もおられましたので、そういうふうに関われたんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

観光の問題に関しましては、明日、山口プロのほうからやられると思いますので、この辺であれですが、要するに私は何を申したいかということ、打ち上げ花火でお客さんを呼ぶためにお金をどんどん——それなりに、どんどんと言いません。これが使うなということじゃないんです。これだけ使っている。しかし、そこはある意味、精査をしながら、やはり住民の皆さんが本当に自分たちが嬉野市のために自分たちでやれることをできるような、そういう環境づくり、これをまずやっていかなければだめだろうというふうに思います。

そのためには行政がタッチしてはだめだというふうなことをおっしゃいましたが、じゃ、そこへだれかかわるよそ者、ばか者、若者、このだれかが、やはりそれをまとめていく必要があるかと思うわけです。だから、予算の中でもそういうふうな嬉野市の観光のためにまとまりをつくるというのが、観光振興策定事業というのが今後の嬉野市の観光をどうするかということで、今回、今年度予算上がっておるわけですが、それをもとに、やはりそこら辺のいわゆる人材でもいいんですよ。そこら辺のお金を使って、まずそこら辺の市民に対しての危機感を植えつけて、どうすれば嬉野市がよくなっていくのかというのは皆さん一人一人が考えて行動できるような、そういうあれをつくっていただきたいというふうをお願いをして、観光問題については終わります。

次に、嬉野茶の登録商標の問題についてということに移ります。

せんだっての佐賀新聞で、有田焼が使えないという記事が堂々と乗っておりました。トップに載っておったわけです。佐賀県が9月30日から上海万博関連イベントとして上海市の百貨店で開く佐賀県物産展でこんな問題が浮上ということで、いわゆる中国で「有田焼」が商標登録されているため、今回は「日本有田産」と表記する苦肉の策でしのぐという記事が載っておったわけです。

今、嬉野市では今回の予算でも上がってきておりますが、台湾からいわゆる招致をしよう、あるいは韓国から招致をしよう、中国からお客さん呼んでこようという動きがあっている中で、今後、嬉野茶、あるいは嬉野紅茶等々におきまして、また嬉野温泉湯豆腐とか、そういうものがあるわけですが、もしこれが中国等で販売をできるという状況になったとき、果たしてどうなのか、できるのかどうか、そこら辺の調査等をされたことがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

嬉野茶のブランドということについてお尋ねでございますから、以前から中国における日本国内のブランド名の登録について報道されてまいったところでございます。今回、有田焼につきましては個人が登録されているということが報道されているところでございます、国々で取り組みの違いがありまして、これは課題になってきているというふうに思っております。日本国内での地域ブランドには申請の時点から正当な登録へのルールがあるところでございます、私どもといたしましても今回のことから、農林水産省生産局知的財産課に問い合わせをいたしておりまして、現在の中国商標局の商標検索ページではまだ嬉野茶ということについては登録をされているとの結果は得られなかったという報告をいただいております。

しかしながら、今後の取り組みについては研究をしなくてはならないというふうに思っておるところでございます、国内では大丈夫ですけれども、中国その他でどう扱われるかというのは、これはもう私どもだけじゃなくて、やっぱりいろんな課題が出てきておりますので、引き続き研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ちょっと確認ですが、今のは中国でのということですか。例えば、じゃ、韓国もしくは台湾等においてはどうだったのか、調べられたのかお聞きをいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えします。

取り急ぎ調べたのは中国でございます、韓国、台湾についてはまだ報告をいただいておりますので、これは調査をできると思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

先ほど、冒頭に私申しましたけれども、嬉野茶が日本蒸し製玉緑茶の部におきまして、2年連続産地賞、農林大臣賞という栄誉をいただいたわけでございます。生産者も何とか嬉野茶のブランドで売れるようにということで頑張っておられるところでございます。

そういう中、いわゆる嬉野の商社の方、お茶の商人の方もやはり補助金をいただいて、何

とか販路拡大をしようということで今取り組んでみようということでやっておられます。それが日本国内にとどまらず、中国、韓国等へ、もしかすれば何かの足がかりで行かれることもあろうかもわかりません。この円高の状況じゃかなり厳しいかなという気はいたしますが、しかし、いずれにしましても中国の富裕層は何十万円もするような高級なお茶は買うけれども、何千円のお茶は買わないというような、そういうふうな話もお聞きをしております。今後、そういう商社の方の努力によって、海外進出等も考えられないわけではございませんので、ぜひそこら辺は早急にお調べになって、そのときに問題が発生しないような対応をとっていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで田中政司議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 56 分 散会